

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	60 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	40 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年6月まで
② 昭和55年2月から同年12月まで
③ 昭和63年5月及び同年6月

私は、婚姻前に会社を辞め、姉の仕事を手伝っていたが、社会保険事務所(当時)で厚生年金保険を脱退した後は国民年金に強制加入になるからと教えられ、姉に付き添ってもらいA市役所B支所で国民年金の加入手続をした。その際、昭和46年12月からの保険料を納付し、その後も保険料は主に同市役所B支所で国民健康保険料の納付と一緒に継続して納付していたと記憶しているのに、婚姻前の一時期である申立期間①が未納とされている。

婚姻後はC市に転居したので、最初はC市役所D出張所で保険料を納付し、その後は銀行及び郵便局から納付書に現金を添えて納付していた。

申立期間②当時の生活状況に変化は無く、また、申立期間③についても銀行で納付したと思う。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険脱退後、婚姻前に国民年金に加入し申立期間①の保険料を主にA市役所B支所で納付し、婚姻後、申立期間②及び③の保険料を納付書で納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間①の印紙検認記録欄には、納付があれば押されるべき検認印が無い。このため、現年度納付がなされたとは考え難く、申立期間①の保険料を納付する場合には過年度納付書による納付となるどころ、申立人は、主にA市役

所のB支所で保険料を納付したはずであると陳述しており、A市役所では過年度保険料の収納は取り扱っていなかったことから、陳述とは符合しない。

また、申立人は、20歳のころから昭和49年2月までA市に居住しており、この間の保険料は継続してA市で納付していたはずで、申立期間①の保険料が未納となっているのは納得できないと申し立てている。しかし、特殊台帳の記録を見ると、申立期間①に続く48年7月から50年3月までの保険料を、婚姻後の同年9月に過年度納付していることが確認でき、婚姻するまでの保険料を継続して納付していたとする陳述と符合しない上、この時点においては、申立期間①の保険料は時効の成立により、制度上納付することはできない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和47年度印紙検認台紙に、国民健康保険領収証書を貼付していることが確認でき、国民健康保険料の納付をもって国民年金保険料を納付したものと記憶していたとも考えられる。

加えて、申立人は、申立期間①の保険料納付に関する記憶が定かでなく、申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

次に、申立期間②について、申立人の保険料納付状況をみると、オンライン記録から、申立人は、昭和49年の婚姻後も国民年金に継続して任意加入しており、第3号被保険者となる前月の61年8月までの保険料を申立期間②を除き未納無く納付していることが確認でき、婚姻後の納付意識が高かったものと考えられる。

また、特殊台帳の記録から、申立期間②に催告印が認められるものの、申立人は、申立期間②前後の昭和53年度から58年度にかけて、複数の年度で催告を受けているが、催告に応じて過年度納付により申立期間②以外の期間は全て納付となっており、申立人の納付意識の高さを鑑みると、申立期間②の保険料についても過年度納付していたとみるのが自然である。

申立期間③について、申立人の国民年金被保険者資格をみると、オンライン記録から、平成9年6月の記録訂正により第1号被保険者資格を取得したことが確認でき、申立期間③当時は第3号被保険者として管理されており、保険料を納付することはできない。また、第1号被保険者の資格を取得した時点においては時効の成立により、制度上、保険料を納付することはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年3月まで

昭和41年9月に夫が厚生年金保険被保険者であったが、将来を考えてA市役所で国民年金に任意加入し、国民年金手帳をもらった。申立期間の保険料は、加入当初は、何かの事情で納付していなかったが、42年12月27日に41年10月から同年12月までの3か月の保険料、また、43年2月29日に42年1月から同年3月までの3か月の保険料をそれぞれさかのぼって納めて年金手帳に押印してもらった。申立期間の保険料は、集金人にさかのぼって納付することができると言われて納付した。

国民年金手帳には申立期間に納付印があるのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する国民年金手帳には申立期間の検認印があるのに、未納とされていることは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間の印紙検認記録欄には保険料を納付したことを示す検認印が確認できる。一方、昭和42年10月から43年3月までの印紙検認記録欄には「済」の押印が確認できる。

この点について、市及び社会保険庁（当時）では、申立期間のうち、昭和41年10月から同年12月までの保険料を42年12月27日に、42年1月から同年3月までの保険料を43年2月29日に検認しているところ、市では過年度納付を取り扱わないことから、当該検認記録は42年10月から43年3月までの保険料納付に係る検認を誤って申立期間の保険料納付として検認したため、昭和42年度印紙検認記録欄に「済」と押印したものであると説明している。

しかし、仮に申立期間の検認印が、昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月までの検認印を誤って押したのであれば、この期間の印紙検認記録欄に「済」の押印処理をした時点において申立期間の検認印は取消処理を行う必要があるが、申立人の所持する国民年金手帳には納付記録を取り消した形跡は見られない。

また、申立期間に続く昭和 42 年 4 月及び同年 5 月の保険料印紙検認日を見ると、同年 2 月 29 日付けの検認印が押されていることが確認できるが、同年 2 月は 28 日までしか存在せず、申立期間を含め、印紙検認日の信憑^{びよう}性が疑われる。

さらに、国民年金手帳の印紙検認記録欄の年度は手書きによる訂正が繰り返されている上、印紙検認台紙は昭和 41 年度が昭和 43 年に、昭和 42 年度が昭和 45 年に、昭和 43 年度が昭和 44 年に割印されているなど、取扱いに不自然な点が多く、申立期間の保険料について何らかの事務的過誤により未納の記録となったことも否定できない。

加えて、申立人の保険料納付状況をみると、オンライン記録から、申立期間に続く昭和 42 年 4 月から 60 歳で資格喪失する平成 16 年*月まで未納無く保険料を納付している上、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した 12 年 9 月には、第 1 号被保険者への変更手続を適正に行っており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年9月まで
昭和46年10月ごろ、姉が国民年金に加入していることを聞いて、A区役所で加入手続を行った。そのとき、国民年金手帳を受け取った。
申立期間当時、B市の嘱託職員として勤務し、申立期間の保険料を同市役所の窓口で納付していた。申立期間の保険料は1か月400円から600円ぐらいであった。何年かに一度、納付に関する状況を確認しており、昭和62年6月22日に、市に未納期間の有無を問い合わせ、未納が無い旨の回答を得たのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月に国民年金加入手続を行い、B市役所の窓口で申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付に関する状況を見ると、特殊台帳及びオンライン記録並びにB市の被保険者名簿から、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であった昭和46年10月に任意で国民年金に加入し、60歳で国民年金被保険者資格を喪失する平成12年*月まで、申立期間を除き未納無く保険料を納付していることが確認できる。また、60歳で被保険者資格を喪失した後も、高齢任意加入手続を行い、保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は現年度で納付されており、申立人は、申立期間の前後を通じて生活状況に特段の変化は無かったと陳述している。

さらに、B市における保険料納付方法は、昭和48年度に印紙検認方式から納付書方式に変更されており、申立期間について何らかの事務的過誤により未納の記録とされたことも否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から45年10月まで
② 昭和46年10月から48年10月まで
③ 昭和48年11月から49年3月まで
④ 昭和55年4月から56年3月まで

申立期間①については、A県B市に居住していた昭和42年1月ごろ、住んでいた地区の区長とか組長というような人が家に来て、「国民年金を納める年齢になりました。将来のために毎月納めて下さい」と話があったので加入した。元夫も加入していた。国民年金手帳は手元になかったが、毎月100円を集金に来る人に納め、ノートのようなものに印を押してもらった。その後、私も当番で集金に回った記憶が有る。

申立期間②については、C市に居住しており、自分でD支所に手続に行き、保険料は自分で支所まで納めに行った。

申立期間③については、A県E市に居住しており、E市役所で納めていた。

申立期間④についても、E市に居住しており、自分で、F支所で免除申請の手続を行った。

しかし、申立期間①、②、③及び④について、納付記録が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録をみると、申立期間④を除くその前後の期間約12年間は申請免除となっていることが特殊台帳及びオンライン記録から確認できる。また、この間に申立人は転居を繰り返しているものの、この期間の前後について、免除手続は的確に取られている。さらに、申立期間④について、催告された形

跡がないことが、申立人に係る特殊台帳から確認できる。

以上のことを踏まえると、申立期間④についても、免除申請の手続が取られ承認されていたと考えるのが自然である。

申立期間①についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人がE市に居住していた昭和48年9月から同年12月までの間であることが、前後の被保険者の手帳記号番号の払出日から推定できる。この場合、B市で居住していた時に、納付組合の集金人に納めていたとする陳述とは符合しないとともに、申立期間①については、時効の成立により、既に納付できない期間となっている。

また、申立人は元夫も国民年金に加入し、夫婦二人分を納めていたと陳述しているところ、申立人の元夫の納付記録をみると、申立期間①については、未加入期間となっていることがオンライン記録から確認でき、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえなかった。

なお、申立人は、納付組織の集金人が毎月集金に来ていたとしているところ、B市では、納付組織として納税組合があり、国民年金保険料だけでなく、住民税、固定資産税、国保税等の集金を行っていたと市は回答しており、申立人は国保税と錯誤している可能性も否定できない。

次に、申立期間②についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、E市に居住していた昭和48年9月から同年12月までの間であり、C市に居住していた期間は払出時期より前であることから、C市で保険料を納付することはできない。

また、申立人の前々夫の納付記録をみると、申立期間②については、申立人と同様に未納となっていることが、オンライン記録から確認できる。

さらに、申立人はC市D支所の窓口で保険料を現年度納付していたとするところ、C市は、昭和46年度から納付書方式となっており、支所の窓口では保険料は納付できなかったと回答しており、申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえなかった。

次に、申立期間③についてみると、申立人と連番で手帳記号番号の払出しを受けた前々夫の納付記録をみると、申立期間③については、申立人と同様に未

納となっていることが、オンライン記録から確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間③は現年度納付が可能であったものの、申立期間③に後続する昭和49年4月から申立人及びその前々夫共に申請免除の記録となっており、保険料を納付できない何らかの事情が介在していたと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年6月まで
② 昭和53年10月から同年12月まで

婚姻した昭和47年4月以降、夫婦一緒に定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。婚姻当初は集金人が来たので、集金人に定期的に納付を行い、時期は定かではないが、集金人が来なくなった後は、口座振替にて納付した。婚姻後から仕事は独立し、順調に経営していたので滞納するとは思えない。夫婦共に申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後から夫婦共に定期的に納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人夫婦が婚姻した昭和47年4月以降の、夫婦二人分の納付状況を見ると、夫婦共に同年4月から53年3月まで現年度納付していることが、夫婦の特殊台帳から確認できることから、定期的に夫婦一緒に夫婦二人分を現年度納付したとする申立人の陳述とは符合する。

また、申立人夫婦の申立期間①前後の納付記録をみると、昭和52年度及び①直後3か月の保険料は、3か月ごとに同一日に現年度納付していることが、夫婦の市の記録から確認できる。この場合、申立期間①は直後の期間と同様に現年度納付することは可能であったほか、定期的に現年度納付していた申立人夫婦が、この期間を未納にした上で、後続する期間を納付するのは不自然であり、前後の期間と同様、現年度納付していた可能性は否定できない。

次に、申立期間②についてみると、夫婦共に、現年度納付はなされず、昭和54年度に催告されていることが特殊台帳の記録から確認でき、定期的に現年

度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。また、この期間に後続する昭和54年1月から56年3月までは、当初は、夫婦共に免除承認を受けていることが夫婦の特殊台帳及び市双方の記録から確認できる。

これらの点を踏まえると、当時は保険料を納付できない何らかの事情が介在していた可能性がうかがえ、免除期間中になされた催告に応じ、保険料を納付したとは考え難い。

なお、申立人夫婦は、この免除期間について、昭和56年5月に追納していることが、夫婦の特殊台帳及び市双方の記録から確認できるが、この追納時点では、当該申立期間の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

このほか、申立人夫婦について、申立期間②の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年6月まで
② 昭和53年10月から同年12月まで

昭和47年4月の婚姻を契機に、親に勧められ国民年金に加入して以降、夫婦一緒に定期的に夫婦二人分の保険料を納付した。婚姻当初は集金人が来たので、集金人に定期的に納付を行い、時期は定かではないが、集金人が来なくなった後は、口座振替にて納付した。婚姻後から仕事は独立し、順調に経営していたので滞納するとは思えない。夫婦共に申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後から夫婦共に定期的に納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人夫婦が婚姻した昭和47年4月以降の、夫婦二人分の納付状況をみると、夫婦共に同年4月から53年3月まで現年度納付していることが、夫婦の特殊台帳から確認できることから、定期的に夫婦一緒に夫婦二人分を現年度納付したとする申立人の陳述とは符合する。

また、申立人夫婦の申立期間①前後の納付記録をみると、昭和52年度及び①直後3か月の保険料は、3か月ごとに同一日に現年度納付していることが、夫婦の市の記録から確認できる。この場合、申立期間①は直後の期間と同様に現年度納付することは可能であったほか、定期的に現年度納付していた申立人夫婦が、この期間を未納にした上で、後続する期間を納付するのは不自然であり、前後の期間と同様、現年度納付していた可能性は否定できない。

次に、申立期間②についてみると、夫婦共に、現年度納付はなされず、昭和

54年度に催告されていることが特殊台帳の記録から確認でき、定期的に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。また、この期間に後続する昭和54年1月から56年3月までは、当初は、夫婦共に免除承認を受けていることが夫婦の特殊台帳及び市双方の記録から確認できる。

これらの点を踏まえると、当時は保険料を納付できない何らかの事情が介在していた可能性がうかがえ、免除期間中になされた催告に応じ、保険料を納付したとは考え難い。

なお、申立人夫婦は、この免除期間について、昭和56年5月に追納していることが、夫婦の特殊台帳及び市双方の記録から確認できるが、この追納時点では、当該申立期間の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

このほか、申立人夫婦について、申立期間②の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、保険料納付済期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から同年12月まで

私は、昭和43年9月15日にA社を退職後、国民年金の加入手続を行い、同年9月から国民年金保険料を納付した。

しかし、平成19年6月になって、社会保険事務所（当時）の職員から、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和44年1月21日となっており、申立期間について厚生年金保険と国民年金の被保険者期間が重複するため、国民年金保険料を還付することとなる上、既に厚生年金保険の脱退手当金を受給済みであるので、いずれも年金受給額に反映しない旨の説明を受けた。

私は、確かに脱退手当金を受給したが、退職後も厚生年金保険に加入していたことは知らなかったもので、いまさら当時の国民年金保険料を還付すると言われても納得できない。申立期間をそのまま国民年金の納付済期間として年金給付が受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成19年6月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制加入期間として記録され、保険料納付済期間とされていたところ、この記録統合によって、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したことから、申立期間の保険料は、制度上は還付されるべきものである。

しかしながら、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立人がA社を退職したとする昭和43年9月15日に国民年金の強制加入被保険者の資格を取得

し、申立期間を含む同年9月から44年3月までの保険料を手帳発行日と同じ同年4月2日に納付していることが確認できる上、行政側において本来なされるべき申立期間に係る保険料の還付手続が行われないうまま現在まで継続していることから、長期間にわたり国庫歳入金として扱われていることは明らかである。

また、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給され年金受給額の算定基礎にはならず、年金給付がなされないことが過日確認されたところであり、申立人が国民年金保険料を納付してから既に40年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値するものと考えられ、国民年金の被保険者となり得ないことを理由に、申立期間について、被保険者の資格を認めず納付済期間としないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間を国民年金保険料の納付済期間とすべきものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

私は、昭和46年に国民年金の加入手続を行って以降、3か月ごとに自ら区役所に出向き、窓口で保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和46年4月以降の国民年金被保険者期間において、申立期間を除き未納が無く、厚生年金保険との切替手続も適切に行われている上、60歳から65歳まで高齢任意加入し、保険料を完納していることから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和46年6月1日発行の国民年金手帳及び48年4月以降、50年6月までの領収証書(申立期間を除く)を所持しており、これらの内容を見ると、申立てどおり、当時、申立人が3か月ごとに区役所窓口で保険料を納付していたことがうかがえるほか、申立期間中の48年11月に同区役所において区内転居に係る住所変更手続を行ったことが確認できる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、前後の期間は現年度により納付済みであることなどを踏まえると、申立人が区役所窓口で住所変更手続を行った際に、申立期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から同年9月まで
② 昭和50年4月から同年6月まで

私は、弟と自営業を始めた昭和47年3月に兄弟で国民年金に加入して以来、私が兄弟二人分の保険料を区役所窓口で一緒に納付してきた。

いつも私が納付期間を確認しながら遅れずに保険料を納付してきたのに、申立期間だけが未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人兄弟は、昭和47年3月に国民年金被保険者の資格を取得して以降、現在までの約38年間にわたり、申立期間①及び②を除き、すべて現年度により保険料を納付しており、兄弟の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①及び②は、それぞれ3か月と短期間である上、当時も住所変更及び生活状況等に特段の変化は無かったと陳述している。

さらに、申立期間①の始まる昭和49年7月には申立人兄弟の住所地であるA市B区が分区するなど、当時における区役所業務の繁雑化が予測され、事務的混乱が生じていたところであることを踏まえると、記録管理に不備があった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から同年9月まで
② 昭和50年4月から同年6月まで

私は、兄と自営業を始めた昭和47年3月に兄弟で国民年金に加入して以来、兄が兄弟二人分の保険料を区役所窓口で一緒に納付してきた。

いつも兄が納付期間を確認しながら遅れずに保険料を納付してきたのに、申立期間だけが未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人兄弟は、昭和47年3月に国民年金被保険者の資格を取得して以降、現在までの約38年間にわたり、申立期間①及び②を除き、すべて現年度により保険料を納付しており、兄弟の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の兄の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①及び②は、それぞれ3か月と短期間である上、当時も住所変更及び生活状況等に特段の変化は無かったと陳述している。

さらに、申立期間①の始まる昭和49年7月には申立人兄弟の住所地であるA市B区が分区するなど、当時における区役所業務の繁雑化が予測され、事務的混乱が生じていたところであることを踏まえると、記録管理に不備があった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、両親から国民年金保険料は必ず納付するよう教えられて育ったので、会社を退職後はいつも自分で区役所へ行き、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料をきっちり納付してきたつもりである。

申立期間の保険料は、送られて来た納付書で、会社を退職したあとの雇用保険の給付金とアルバイトの収入で一度に納付したと思う。

また、申立期間のうち、平成2年10月から3年3月までが免除期間とされているが、私が申請免除制度を知ったのは、14年に会社を退職した際、区役所で保険料の納付が困難であることを相談した時が初めてであり、当時において、私が免除申請などするはずがない。

申立期間が未納及び免除とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申請免除制度を知ったのは平成14年であり、申立期間当時に免除申請するはずがないと申し立てているが、申立人のオンライン記録をみると、申立期間のうち、2年10月から3年3月までの免除期間は、2年11月8日に免除申請したものとされ、申請日と免除期間との関係に矛盾が無く、3年2月22日に免除処理が行われたことが具体的に記載されている上、免除申請日の翌月である2年12月21日に、申立人がA社を退職したとする元年11月から申立期間直前の2年3月までの保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できることから、これらの記録自体に特段不合理な点は認められず、申立人は、同社を退職後、同年11月ごろに区役所において厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行うとともに免除申請手続きを行ったものとみるのが

自然である。

また、免除申請を行った直後に当該免除期間に係る保険料の納付書が発行されることは考え難い。

一方、申立人は、これまで5回にわたり厚生年金保険から国民年金に切り替わっているが、切替え直後の保険料については、申立期間直前の上記の過年度納付以外、いずれも現年度により納付していることから、おおむね適切に切替手続きが行われているものと考えられるほか、国民年金被保険者期間において、申立期間のうち、免除申請することができなかった平成2年4月から同年9月までを除き、保険料の未納が無いことから、申立人の年金制度に対する関心と納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間のうち、平成2年4月から同年9月までの保険料は、上記の過年度保険料を納付した同年12月時点において現年度保険料であることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が、申立期間直前の過年度保険料のみを納付し、6か月と短期間である当該期間の現年度保険料を納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

申立期間当時は、大学院生であったが、国民年金保険料については、親からお金をもらって自分で納付したこと、及び親に納付書を渡して納付してもらったことがあるが、毎年、1年分を一括してきっちりと納付した。

申立期間の保険料についても、平成8年度分を一括して納付したはずであるのに、11か月が未納で1か月が免除となっていることは不自然であり納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日をみると、前後の手帳記号番号から平成3年10月ごろに払い出されたと推認され、この手帳記号番号払出時点からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である上、申立人の保険料納付記録をみると、申立期間以外に未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間に当たる平成8年度1年分の納付記録は、11か月が未納であり、1か月のみ申請免除期間となっているところ、オンライン記録をみると、平成10年2月9日に、申請免除期間を平成9年3月から10年3月までの13か月から9年3月の1か月に修正処理している一方、納付記録欄によると、同年4月から10年3月までについては、現年度納付したと記録されている。

これについて、社会保険事務所(当時)では、「免除承認後、現年度中に国民年金保険料が納付された場合は、その段階で、申請免除から現年度納付への変更が記録されるのが通例である」と説明しているところ、当該期間の現年度保

険料は、平成9年9月11日に一括納付されているが、それに伴う記録訂正処理は5か月後の10年2月9日になって行われているなど、不自然な記録となっており、申立期間の記録管理に何らかの事務的過誤が生じた可能性を否定できない。

さらに、申立期間当時、申立人の父は会社を経営しており、経済的にもゆとりがあったと陳述しているところ、申立人の納付記録をみると、親元を離れてC地方の大学及び大学院に就学していた20歳以降の国民年金保険料は、申立期間を除き、すべて納付済みとなっている上、申立期間前後の平成7年度及び9年度の保険料は、いずれも一括納付しているなど、陳述内容と符合している。

これらのことから、父から十分な経済的援助を受けていた申立人が、あえて免除申請したとするのは考え難い上、オンライン記録をみると、平成10年4月27日に納付書が発行されていることも確認できることから、納付意識の高かった申立人が、納付書を交付されながら未納のまま放置したとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から12年3月まで

国民年金の加入については、時期についてははっきりとは覚えていないが、将来のことを考えて父親が手続してくれていたはずである。

申立期間の保険料については、会社を離職した後で苦しかったものの、何とかねん出して、毎年度まとめてA市B区役所の窓口で年額16万円ぐらいを前納していた。

平成12年になってから、それまで保険料の減免制度のあることを聞かされていなかったことから、区役所の年金窓口担当者とトラブルになり、同年4月から初めて免除申請の手続をした。

しかし、それ以前の期間については、制度を知らなかったので免除申請したことは無く、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が申請免除期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年11月10日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間当時の窓口担当者の上司からは、「平成12年当時に申立人と窓口担当者との間で、申立人が経済的に困窮している中、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、保険料の減免制度を教示してくれなかったことに関して強い抗議が寄せられ、私から申立人に対して、同年4月から保険料の免除申請を勧めたことを明確に記憶している」旨の申立内容と符合する詳細な陳述が得られた。

さらに、銀行発行の申立人に係る取引明細書を見ると、申立期間当時、国民

年金保険料を納付できる原資は確保されていたことも確認できる。

これらを含めて判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料については、一括して現年度納付していたとする陳述内容の信ぴょう性は高いものと認められ、何らかの事務的過誤等により申立期間の保険料が納付記録に反映されなかった可能性を否定できない。

加えて、申立人は申立期間当時の国民年金保険料について、1年間で16万円ぐらいであったと申し立てしているところ、当時の保険料前納額は、平成9年度が14万9,890円、10年度及び11年度が15万5,750円であり、金額もおおむね一致する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの期間及び60年4月から61年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から58年12月まで
② 昭和59年7月から同年9月まで
③ 昭和60年4月から61年1月まで

昭和60年11月の結婚時に、妻が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際に、妻に勧められて国民年金に加入した。

その際、20歳までさかのぼって全額を納付したほうが良いとも勧められたので、A区役所に問い合わせ、未納分の金額を教えてもらい、区役所の窓口で高額な保険料を納付したと思う。

その後の保険料は、当時、店を訪れていた銀行員に、納付書を預けて納付したり、口座振替の前納などを利用したりして、未納なく納付してきた。

申立期間に係る保険料を自身で納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、昭和61年2月ごろに払い出されたと推認され、この手帳記号番号払出時期からみて、申立期間②及び③の保険料をそれぞれ過年度納付及び現年度納付することは可能である。

また、納付記録をみると、夫婦の国民年金保険料は申立期間を除き、前納若しくは現年度で完納されており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時、B市及び管轄社会保険事務所(当時)では、制度上納付可能な過年度保険料の納付書を発行していたところ、納付記録をみると、申立期間②直前の昭和59年1月から同年3月までの保険料が61年7月30日

に、申立期間②直後の 59 年 10 月から 60 年 3 月までの保険料が 62 年 1 月 13 日に、それぞれ過年度納付されていることから、申立期間②の過年度保険料についても納付書が発行されていたものと推認され、納付意識の高い申立人が納付書を受け取りながら、未納のまま放置していたとは考え難い。

加えて、申立人の妻の国民年金手帳記号番号も、申立人と同じ昭和 61 年 2 月ごろに払い出されていると推認され、この時点以降で納付日の確認できる申立期間③後の同年 4 月から平成元年 3 月までの保険料は、夫婦共に同一日に現年度納付している上、それ以前の妻の保険料については、妻が国民年金被保険者資格を取得した昭和 60 年 10 月までさかのぼって現年度納付していることからみて、納付の意思を持って加入手続をした納付意識の高い申立人が、妻の保険料のみを納付し、納付可能な自身の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和 61 年 2 月ごろに払い出されていると推認されることから、この手帳記号番号払出時点においては、当該期間の保険料は、制度上納付することはできない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 1 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から50年11月まで

昭和48年4月に同僚3人と共に会社を退職して、新しく会社を設立した際、A区役所で国民年金と国民健康保険に加入した。

同僚と交代で区役所に手続に行った記憶があり、同僚に確認したところ、同僚もそのことを覚えてくれていた。

また、昭和51年度の市県民税の通知書が見つかり、その中の所得控除額欄には保険料が記入されている。

私が申立期間の保険料を納付したのは間違いないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月に同僚3人と共に会社を退職して新しく会社を設立した際、B市A区役所で国民年金と国民健康保険に加入し、その後、国民年金保険料も納付したと申し立てている。

そこで、申立人提出の昭和51年度市県民税特別徴収税額通知書に記載されている社会保険料控除額（8万3,880円）について、申立人は、昭和50年12月から厚生年金保険被保険者となっていることを踏まえ、国民健康保険料、健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料相当額を差し引くなどして検証した結果、当該控除額には、同年1月から同年11月までに係る国民年金保険料相当額が含まれているものと推認される。

また、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付について具体的に陳述しており、当時の制度状況に照らして陳述内容に不自然さは認められない。

さらに、当時の申立人の同僚からは、昭和 48 年当時、申立人と交代で区役所に国民年金と国民健康保険の加入手続に行ったことなど、申立人の陳述内容と符合する具体的な証言が得られた上、当該同僚の納付記録をみると、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月7日から38年6月1日まで
過去の厚生年金保険被保険者期間について調査してもらったところ、A社に勤務していた期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
脱退手当金を請求したことは無く、受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある5回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、申立人がこれらの期間をすべて失念するとは考え難い。

また、A社において申立人と同一時期に資格を喪失し、受給要件を満たす同僚は、「当時、会社から脱退手当金の説明は受けていない」と陳述している上、同社の経理担当だった同僚は、「私は昭和43年にA社の経理事務を前任者から引き継いだが、脱退手当金の事務について引き継いでいないし聞いてもいない。また、私もそのような事務は行ったことが無い」と陳述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととされている日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
60 歳になる前に市役所へ年金の相談に行った際、A社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

会社を退職したとき、雇用保険の離職票及び厚生年金保険被保険者証等を郵送してもらったが、その中に事務員からの手紙が入っており、厚生年金保険被保険者証は後で年金をもらうときに必要なもので、大事にとっておくように書いてあったことを覚えている。

また、当時、主人はB職をしており、お金に困ったことも無かった。

脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年後の昭和 39 年 2 月 25 日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険脱退手当金支給報告書に記載されている生年月日は、いずれも「昭和 10 年 * 月 * 日」と誤って記載されているところ、申立人はこれまで同日を記載したことは無いとしており、申立人が脱退手当金裁定請求時に自ら誤った生年月日により手続するとは考え難い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険脱退手当金支給報告書の氏名は変更処理されておらず旧姓のままとなっており、申立人の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 38 年 10 月 * 日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年11月1日から5年3月31日までについては、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月1日から5年3月31日まで
② 平成6年8月16日から7年8月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に係る被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、26万円から13万4,000円に引き下げられていることが分かった。

また、B社に勤務した申立期間②の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額より低額で記録されている。

給与支払明細書等は保管していないが、申立期間①及び②は、いずれも26万円の給料をもらっていたので、それに見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社を退職後、雇用保険の基本手当を受給しているところ、労働局に記録されている離職時賃金日額から、申立人の離職前6か月間の賃金は、およそ26万円であったことが認められ、申立人が主張する標準報酬月額と符合する。

また、オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間①の標準報酬月額を申立人が主張する26万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年3月31日）の後の平成5年4月26日付けで、4年11月に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額を13万4,000円に引き下げていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立

期間①について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②については、申立人は、B社において、26万円の給与を得ていたと申し立てている。

一方、申立人が、B社を退職後に受給している雇用保険の基本手当に係る離職時賃金日額から、申立人の離職前6か月間の賃金は、およそ19万円であったことが認められるところ、オンライン記録をみると、平成6年8月の資格取得時に15万円であった申立人の標準報酬月額は、7年8月1日の随時改定によって19万円に改定されていることが確認できる。しかし、厚生年金保険法第19条の規定において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、申立人は、同年8月16日に資格を喪失していることから同年8月に行われた随時改定は年金額に反映されない。そのほか、社会保険事務所の処理に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

また、申立人は、申立期間当時、B社のC職として給与計算等を担当していたが、自身の保険料控除額を記憶しておらず、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

さらに、申立期間当時の事業主は所在不明であり、申立人が申立期間当時の社会保険事務の責任者であったとする上司は既に死亡しているため、これらの者から申立期間における申立人の保険料控除額及び社会保険事務所に対する届出状況等を確認することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和54年12月16日に、資格喪失日に係る記録を55年6月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月16日から55年6月3日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支店で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間にA社B支店で勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の上司は、「雇用保険に加入しているのであれば、厚生年金保険にも必ず加入しているはずであり、厚生年金保険料も給与から控除していたはずである」と陳述しており、申立期間当時の経理担当者も、「試用期間終了後に、職種に関係なく全員を雇用保険及び厚生年金保険に加入させていた」と陳述しているところ、雇用保険記録の確認できた4人の同僚のうち3人は、雇用保険と厚生年金保険の加入期間が一致している。

さらに、上司及び同僚が記憶するA社B支店における申立期間当時の従業員数と、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、申立期間当時、同社B支店においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人は、「申立期間の給与は、9万7,000円であった」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間当時の同僚女性の標準報酬月額は、8万円から9万8,000円までの間となっていることが確認できることから、9万7,000円の給与に相当する標準報酬月額である9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の被保険者名簿において申立期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年12月から55年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月1日から50年1月21日まで

私は、昭和49年10月1日にA社に入社し、同年11月1日付けで子会社であるC社にD職として転籍した。

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認したところ、昭和49年11月及び同年12月の加入記録が無いとの回答であった。

しかし、私と同時期に転籍した同僚が所持する給与支払明細書を見ると、昭和49年11月及び同年12月の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述によると、申立人は、昭和49年10月1日にA社に入社し、同年11月1日付けでC社に転籍したとしていることから判断すると、申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、同日にA社からC社に転籍したとする同僚が所持する給与支払明細書及び源泉徴収票の記録により、昭和49年11月及び同年12月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人についても同様に申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間直後の昭和51年1月21日である。

一方、A社とC社の商業登記簿によると、両社の役員の一部は兼任していることが確認でき、両社は関連会社であったことが推定される。

また、複数の同僚の証言によると、A社が子会社としてC社を設立し、従業員の社会保険、給与、人事管理等はすべて親会社であるA社で行っていたとしており、上記給与支払明細書を所持する同僚も申立人と同様にC社に異動したとしているが、申立期間と同じ期間が空白期間となっていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、A社から昭和49年11月1日付けでC社へ異動したものの、その時点において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことから、申立期間が空白期間となったものと考えられるが、上記同僚の提出する給与支払明細書のとおり、この間の厚生年金保険料は控除されていたと認められることから、適用事業所となるまでの期間は、引き続きA社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和49年10月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、A社の後継会社であるB社は不明と回答しているほか、C社は昭和55年3月1日に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和29年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年11月1日から30年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B部門に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。資格取得日が昭和29年11月1日と記載された厚生年金保険被保険者証を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間においてA社B部門に勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び申立人と同一日に資格を取得した同僚二人が、当時の社会保険事務所が発行した厚生年金保険被保険者証をそれぞれ保管しており、同被保険者証には、資格取得日が「昭和29年11月1日」と明記されている。このことから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年1月1日に資格を取得している複数の同僚が、申立人と同様の記載のある被保険者証を交付されていたものと推認される。

一方、A社B部門が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和30年1月1日であるものの、複数の同僚が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得日に係る記録及び同僚の陳述内容から、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和29年11月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部門における昭和30年1月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月29日から同年7月8日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和38年4月から60年5月まで、継続して勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録及び同僚の陳述等から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和40年7月8日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格の喪失手続に事務的誤りがあったとしていることから、事業主が昭和40年6月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年5月24日まで
社会保険事務所の職員から、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額に修正されていると説明を受けた。
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年5月24日）の後の平成6年6月24日付けで、4年10月1日に遡^{そきゅう}及して8万円に引き下げられていることが確認できる。しかし、社会保険事務所において、このような遡及による記録訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の取締役であったことが商業登記簿から確認できるものの、同社の元事業主及び同僚は、「申立人の業務はB業務であり、社会保険の手続等には関与していなかった」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から同年5月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録及び申立人提出の給与明細表から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和51年5月1日にA社から同一グループのB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細表の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料を保存しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間は、それまで勤務していたB社のC部門がA社として独立した時期であり、両社に継続して勤務していたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒にB社からA社に転籍したとする複数の同僚の陳述及び当該同僚の一人が所持する両社の辞令から判断して、申立人は、昭和28年3月31日にB社を退職し、同年4月1日にA社に入社しており、申立期間は同社にD職として勤務していたことが推認できる。

また、申立人と一緒にB社からA社に転籍している同僚の一人が所持する給与明細書において、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間に係る保険料が控除されていたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28

年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和28年5月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、申立人及び同僚の陳述並びにA社が適用事業所となった際の従業員数が26人であることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和42年1月14日に、資格喪失日に係る記録を43年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、42年1月から同年9月までは2万円、同年10月から同年12月までは3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月14日から43年1月20日まで

私は、昭和41年12月にC免許を取得した後、翌年の42年1月にA社に入社し、同社D事業所において43年1月までE職として勤務していた。

当時は社員寮で生活をしており、同僚同士で給与明細書の見せ合いをして、私自身の給与からも社会保険料が引かれていたことを覚えている。

私がA社に勤務していたことは雇用保険の記録があるので、間違いない。当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立期間における同僚二人の陳述から判断すると、申立人が、申立期間についてA社で継続して勤務していたことが認められる。

また、A社D事業所の社員寮で申立人と共に生活をし、同じ業務に従事していたとされる複数の同僚は、厚生年金保険被保険者としての記録が存在し、その記録は雇用保険の記録と一致することが確認できる。

さらに、B社は、「申立人に関して雇用保険への加入と同時に社会保険にも加入させ、また、給与から厚生年金保険料を控除していた可能性が高い」と陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様の職種についていたとする同僚の記録から、昭和42年1月から同年9月までは2万円、同年10月から同年12月までは3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年1月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月21日から同年8月19日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、昭和45年7月21日から同年10月29日まで同社に勤務し、当該期間について厚生年金保険料を控除されていたことを証明できる給与支払明細書を持っているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支払明細書及び入社経緯に係る申立人の具体的な陳述内容が申立期間当時の状況と符合していることなどから、申立人は、A社に昭和45年7月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる保険料控除額及び申立人のA社における昭和45年8月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同一日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和45年8月19日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月1日から同年9月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、同年1月から同年8月までの標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から43年9月1日まで

私は、A社に昭和36年7月から勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の資格取得日が43年9月1日になっている。

昭和41年から44年までの社会保険料控除額が分かる源泉徴収票及び市民税特別徴収税額通知書があるので申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が保管していた「昭和43年分の源泉徴収票」及び「昭和44年度の市民税特別徴収税額通知書」の社会保険料控除額から、申立期間のうち、昭和43年1月1日から同年9月1日までに、継続してA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和43年9月1日に適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていない。しかし、A社が適用事業所となった日と同日付けで被保険者資格を取得している者が20人いるほか、申立人及び経理担当者は当該期間においては5人以上が勤務していたとして

おり、当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において、A社が適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年7月1日から43年1月1日までについては、雇用保険の記録が41年1月21日より前の期間については無く、事業主も入社日を記憶していないことから勤務を確認できない。

また、申立人が保管していた「昭和41年分、42年分の源泉徴収票」及び「昭和42年度、43年度の市民税特別徴収税額通知書」に記載されている社会保険料控除額は著しく低額であることが確認できるとともに、当該金額が何の保険料であるかを雇用保険料も含めて検証したものの、確認には至らなかった。

さらに、事業主は、「私は、社会保険に加入する前は国民健康保険に加入していた」としていることから、当該社会保険料控除額は国民健康保険料であった可能性を否定できない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 15 日から 38 年 4 月 21 日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、私が A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、A 社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 年 10 か月後の昭和 41 年 1 月 21 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、申立人がこれらの期間を失念するとは考え難い上、特に、未支給となっている申立期間前の被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年4月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同年1月から同年3月までの標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年8月1日から13年4月1日まで
② 平成13年10月1日から14年2月1日まで
③ 平成12年12月

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社により支給されていた給与に比べ、申立期間の標準報酬月額が低くなっていた。申立期間当時の給与支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、平成12年12月の賞与からも、厚生年金保険料が控除されているが、標準賞与額に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

しがたって、申立人は、申立期間①のうち、平成13年1月1日から同年4月1日までの標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保

険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、上記を除く期間及び申立期間②については、給与支払明細書から、厚生年金保険料として控除された金額から計算した標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認でき、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③については、賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できるが、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成15年4月1日からであり、7年4月1日から15年3月31日までは、年金給付額に反映されない特別保険料として賞与等から厚生年金保険料が控除されていた時期である。

これらを総合的に判断すると、申立期間③について、年金給付額に反映される標準賞与額として、記録を訂正することを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年2月まで

私は、申立期間当時、夫婦で店を営んでおり、限られた収入の中でやりくりし、国民年金に関しても納付できるようになってから納付しようとする夫婦で相談し免除申請をしたのを覚えている。市役所に行く時は、私が運転して必ず二人で行っており、妻だけ申請するとは考えられない。

申立期間以外の免除記録は夫婦共に同じなのに、私だけ免除とされていない期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、いつも夫婦一緒に市役所に行き国民年金保険料の免除申請手続きをしており、申立期間以外は夫婦共に同じ免除記録なのに、申立人だけ保険料免除とされていない期間があるのは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の免除申請に関する記録をみると、オンライン記録から、申立期間の保険料について免除の申請をした形跡が無いことが確認できる。しかし、申立期間当時の保険料免除手続きは、申請受付後の事務処理を機械化により行っており、オンライン記録に登録されないまま免除されたとは考え難い。

また、申立人及びその妻の免除申請に関する記録をみると、オンライン記録から、申立人は申立期間に続く平成8年3月の保険料について、同年4月から9年3月までの保険料と併せて8年4月15日に免除を申請し、同年8月19日に承認されている。一方、申立人の妻は同年3月の保険料は申立期間の保険料と併せて7年5月10日に免除を申請し、同年9月12日に承認され、8年4月から9年3月までの保険料を申立人と同じ8年4月15日に免除を申請し、申立人と同じ同年8月19日に承認されていることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立人とその妻は、平成8年度保険料の免除を申請する時点において7年度の免除内容について夫婦で異なっていたことを把握していたものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月

私は、昭和62年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、平成2年5月1日に厚生年金保険に再加入するまで掛けていた国民年金期間が不明だったため、何度か調査を依頼し、昭和62年7月から平成2年3月までの記録は確認できたが、未だ同年4月の記録は見つかっていない。必ず納めているはずなので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、平成2年5月1日に再取得するまでの間、国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録をみると、オンライン記録から、平成2年4月1日に国民年金の資格を喪失後、再取得した形跡が無く、申立期間は国民年金未加入期間であることから保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金の記録欄には平成2年4月1日に資格を喪失と記入されていることが確認でき、申立人は、申立期間が未加入期間であることを把握していたと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年3月まで

私は、平成3年1月から夫が厚生年金保険被保険者ではなくなったので、第3号被保険者から第1号被保険者に変更手続をした。その後、送付されてきた納付書で、A市役所の窓口又はB銀行C支店から、申立期間の保険料を納付した。未納であれば、A市が放置しておくことは無いと思う。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年1月に申立人の夫が厚生年金保険被保険者でなくなったので、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続をし、送付されてきた納付書で、A市役所窓口又は銀行から、申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の所持する年金手帳を見ると、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更日が平成3年2月1日と記載されており、当初、申立人はA市に対し、同年1月までを第3号被保険者期間とし、同年2月からが第1号被保険者期間であると届出をしていたことが分かる。また、オンライン記録をみると、8年4月17日に、申立人の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更日が、3年2月1日から同年1月17日に記録訂正されていることが確認できる。この場合、申立期間のうち、同年1月の保険料は、申立期間当時、第3号被保険者として管理されており保険料を納付することはできない上、第1号被保険者と記録訂正された8年4月の時点では、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立期間のうち、平成3年2月及び同年3月について、A市の被保険者名簿を見ると、4年1月21日に、第1号被保険者となる種別変更が届けら

れていることが確認でき、この手続時点において、申立期間の保険料は過年度保険料となる。しかし、同市では過年度保険料を収納することはできない。そのため、申立人は同市が保険料の未納を見過ごすはずがないと申し立てているが、申立人に対し同市が申立期間の保険料を請求しなかったとしても不自然ではない。

さらに、昭和 60 年の機械化以降の過年度納付処理は、金融機関から社会保険事務所（当時）へ送付される領収済通知保険料額と、金融機関から日本銀行へ振り込まれる保険料額とを毎月突き合わせており、記録の誤りは極めて発生し難いと考えられる。

加えて、申立人は納付した保険料額の記憶が曖昧^{あいまい}であり、保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から3年3月まで

国民年金は、加入すべきものだと思っていた。平成元年8月に、母がA市役所へ行って加入の手続をしたと言っている。母は年金手帳をもらったと言っているが、加入したときにももらったのか、加入後に送って来たのかの記憶は無い。保険料の納付は母が、母、父、そして私自身の3人分を一緒に納付していたと言っている。

平成5年4月に就職したとき、母が保管していた年金手帳を会社に提出した。その後は、会社が保管していた。去年、社会保険事務所(当時)から受け取ったねんきん特別便では元年8月からの国民年金の記録が無く、資格取得日が3年4月1日になっていたのも、会社に預けていた年金手帳を返してもらって見ると、資格取得日が同じ同年4月1日になっていたのかおかしかった。当然、資格取得日は元年8月だと思っていた。

母が平成元年8月から納付していたと言っているのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、平成元年8月に申立人の母親が国民年金の加入手続をして保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金資格に関する記録について、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者台帳を見ると平成3年4月1日に強制加入したことが確認できる。また、申立人所持の年金手帳にも同年4月1日に強制加入と記載されており、オンライン記録及びA市の記録と符合する。この場合、申立期間は国民年金未加入期間であり保険料を納付することはできない。

また、申立人の母親は、申立人及びその両親の保険料を一緒に納付したと陳述しているが、オンライン記録で納付日が確認できる申立人とその母親の納付日を見ると、平成4年度保険料は同一日に納付しているものの、3年度保険料は、申立人は平成3年4月30日に、申立人の母親は同年4月4日に納付していることが確認でき、陳述と符合しない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、手続をしたとする申立人の母親も加入手続等に関する記憶が定かでなく、当時の具体的な状況は不明である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、申立人の別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成2年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月から平成2年4月まで
② 平成2年8月から3年3月まで

昭和62年12月ごろに、母が大学生だった私に代わって市役所の窓口で国民年金の加入手続をし、同時に申立期間①の免除申請をしてくれ、承認を受けたと聞いている。申立期間②についても、母が市役所の窓口にも月額9,000円から1万円ぐらいの保険料を納めてくれた。

申立期間①については免除申請を、申立期間②については保険料を納付してくれたはずであり、これら申立期間が未加入及び未納の記録とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年12月ごろに、申立人の母親が国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間①については免除の申請をして承認を受け、また、申立期間②については保険料を納付してくれたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の資格記録をみると、昭和62年12月2日に任意加入により初めて国民年金の資格を取得し、平成元年1月30日に資格を喪失、その後は、厚生年金保険に係る資格喪失に伴う3年11月1日付け再取得の届出を同年12月4日に行うまでは、国民年金に未加入であったことが市の被保険者台帳の記録から確認できる。また、この点については、申立人が所持する年金手帳の資格記録及びオンライン記録の資格記録とも整合している。

この場合、申立期間①は、未加入期間又は任意加入期間となり、制度上、免除申請を行うことはできない。

また、申立人は、申立期間①の大半となる平成2年3月以前は大学生であった。一方、学生免除の制度は3年4月に設けられた制度であることから、申立人については、任意加入は可能だったものの免除申請は行えず、この期間について免除承認を受けていたとする申立人の陳述は当時の制度とは整合しない。

さらに、申立人に対し、市は昭和63年9月に「未納者勧奨はがき」を送付し、納付勧奨を行っていることが同市の被保険者台帳の記録から確認できる。この点について、市では、申立人は、62年12月2日に任意加入したものの、保険料納付がなされなかったことから、63年7月以前の期間について納付督促を行ったものと考えられるとしている。

次に、申立期間②についてみると、この期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人自身は、申立期間①に係る免除申請手続及び申立期間②に係る資格の再取得手続、並びに保険料納付に直接関与しておらず、この間の記憶も定かではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできず、また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年2月から47年1月まで

国民年金への加入を勧めるはがきがA市B区役所から届き、昭和47年2月ごろに母が区役所で加入手続をしてくれ、現在持っている年金手帳の交付を受けた。

申立期間の保険料については、私が30歳の時に、通常では納められない2年以上前の期間の保険料を月額900円でさかのぼって納付することができるという特例納付の案内はがきが届き、昭和49年2月ごろに8万6,400円を現金で区役所に納めたと記憶している。

その時の領収書は、その後の引っ越しで紛失し残っていないが、一括して納めたのは間違いなく、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30歳になった昭和49年*月ごろに特例納付の案内はがきが届き、その後すぐに未納のままとなっていた8年分の国民年金保険料を区役所に納付したと申し立てている。

一方、区役所(区役所内の金融機関派出所を含む。)では、特例納付に係る保険料の収納業務を行っていなかったと回答しており、区役所に保険料を納めたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、特例納付は無年金者の救済措置として設けられた制度であったことから、市では、受給権確保の観点から勧奨を行っていた形跡が当時の広報紙からうかがえる。他方、申立人は、28歳到達時より保険料納付を開始しており、60歳到達時には受給権確保に必要な納付期間が十分に確保できる状況にあったことから、市における勧奨対象者ではなかったものと考えられ、同市から特例納付の案内はがきが届いたとする申立人の陳述に不自然さは否めない。

さらに、申立人は、特例納付保険料として、8万6,400円(900円×96月)を一括で納めたという明確な記憶を有しているものの、納付書使用の有無、納付場所などほかの特例納付をめぐる記憶は定かでない、

加えて、申立人は、確定申告書控え等の特例納付をうかがわせる関連資料を所持しておらず、申立期間の特例納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成4年4月までの期間及び10年11月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から平成4年4月まで
② 平成10年11月から11年3月まで

私は、昭和61年3月にそれまで勤めていた会社を退職し、その後、A大学B部に入学した。大学卒業後、平成4年4月からC職となり、厚生年金保険に加入した。この間、収入がほとんど無かったので、申立期間①については免除の申請をしていたが、厚生年金保険に加入したので妻が免除の取り下げに行った。この時、免除期間はさかのぼって保険料を納付できると聞き、夫婦二人で追納することにした。納付書は、市役所の出張所からもらい、約2年間で、5年1か月という長期間の保険料を何とかやり繰りして追納したのに、免除のままとされているのは納付できない。記録を速やかに改めていただきたい。

また、申立期間②について、私は、平成8年12月に店を開業したが、非常に多忙であったため、国民年金への加入手続を行ったのは平成10年12月になった。この時、8年12月からの未納につき、今ならぎりぎり納付できると聞き、11年1月から順次納付していった。平成10年度の納付書は平成11年7月に送られてきたが、申立期間②については、9年11月から10年3月までの分と間違っていて、11年12月に納付した経緯があり、妻がよく覚えている。記録の訂正を強く要望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の免除期間について、市から納付書をもらい、約2年間かけて保険料を追納してきたし、申立期間②については、平成11年12月に保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①についてみると、追納保険料は、納付年度により加算額が異なることから、納付時期が不確定である場合、納付書の発行は不可能となるため、5年1か月にわたる申立期間の追納納付書を一度にまとめてもらい、分割して約2年間で追納したとの申立人夫婦の陳述には不自然さがみられる。

また、申立人からは、1回に4か月から5か月分をまとめて追納したとの陳述があり、仮に、1回6か月分と仮定すると、申立期間の保険料を完納するまでに約10回の追納が必要となる。一方、当時は、既に納付書のOCR（光学式文字読取装置）化、収納情報のオンライン化以降に当たっている点を踏まえると、このすべての追納において夫婦共に行政側に事務処理の誤りが生じたとは考え難い。

さらに、市では、免除期間に係る追納納付書（国庫金納付書）は取り扱わないとしており、当該納付書を市からもらったとする申立人夫婦の陳述とは符合しない。

次に、申立期間②についてみると、申立人夫婦は、そろって平成10年12月21日に当該申立期間に係る免除申請を行い、11年3月3日に承認されていることが、オンライン記録から確認できる。また、申立人夫婦について、この期間を除く平成10年度の納付記録をみると、すべて平成11年7月23日以降の過年度納付であることが確認できるとともに、夫婦は、同年7月に納付書が送られてきたと陳述していることから、同年7月に納付の催告を受けたものと推定できる。この場合、既に免除承認期間となっている当該申立期間については、催告の対象外となるため、追納納付書が送付されたとは考え難い。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、平成8年12月からすべての納付月において、納付日の記録が確認でき、これらの記録に不自然な点は見当たらないほか、夫婦が当該申立期間の夫婦二人分の保険料を納付したとする11年は、オンライン化以降に当たっている上、基礎年金番号制度の導入後である点を踏まえると、夫婦そろって記録漏れが生じたとは考え難い。

そのほか、申立期間①及び②について、免除期間の保険料を追納するためには、制度上、市に追納申込書を提出し、社会保険事務所（当時）から当該申込みに係る追納納付書を入手する必要があるが生じるが、オンライン記録には、申立人夫婦について、当該申込みがなされた形跡及び納付書が発行された形跡は見当たらない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みを含めて申立人の氏名の確認を行ったが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成4年4月までの期間及び10年11月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から平成4年4月まで
② 平成10年11月から11年3月まで

私は、夫が平成4年に就職し、厚生年金保険に加入したので、以前に申請した申立期間①の免除の取り下げに行った。その時、免除期間はさかのぼって保険料を追納できると聞き、収入もあるようになったので追納することにした。納付書は、市役所の出張所から月単位でまとめてもらい、約2年間かけて私が申立期間①の夫婦二人分の保険料を追納したのに、免除のままになっているのは納得できない。

また、申立期間②については、平成8年12月の夫の店の開業に併せ、私達夫婦の国民年金への加入が必要となったが、非常に多忙であったため、加入手続を行ったのは10年12月だった。この時、8年12月からの未納につき、今ならぎりぎり納付できると聞き、11年1月から順次納付していった。平成10年度の納付書は平成11年7月に送られてきたが、申立期間②については、9年11月から10年3月までの分と間違っ、11年12月に保険料を納付したのでよく覚えている。申立期間が免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の免除期間について、市から納付書をもらい、約2年間かけて保険料を追納してきたし、申立期間②については、平成11年12月に保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①についてみると、追納保険料は、納付年度により加算額が異なることから、納付時期が不確定である場合、納付書の発行は不可能とな

るため、5年1か月にわたる申立期間の追納納付書を一度にまとめてもらい、分割して約2年間で追納したとの申立人夫婦の陳述には不自然さがみられる。

また、申立人の夫からは、1回に4か月から5か月分をまとめて追納したとの陳述があり、仮に、1回6か月分と仮定すると、申立期間の保険料を完納するまでに約10回の追納が必要となる。一方、当時は、既に納付書のOCR（光学式文字読取装置）化、収納情報のオンライン化以降に当たっている点を踏まえると、このすべての追納において夫婦共に行政側に事務処理の誤りが生じたとは考え難い。

さらに、市では、免除期間に係る追納納付書（国庫金納付書）は取り扱わないとしており、当該納付書を市からもらったとする申立人夫婦の陳述とは符合しない。

次に、申立期間②についてみると、申立人夫婦は、そろって平成10年12月21日に当該申立期間に係る免除申請を行い、11年3月3日に承認されていることが、オンライン記録から確認できる。また、申立人夫婦について、当該申立期間を除く平成10年度の納付記録をみると、すべて11年7月23日以降の過年度納付であることが確認できるとともに、夫婦は、同年7月に納付書が送られてきたと陳述していることから、同年7月に納付の催告を受けたものと推定できる。この場合、既に免除承認期間となっている当該申立期間については、催告の対象外となるため、追納納付書が送付されたとは考え難い。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、平成8年12月からすべての納付月において、納付日の記録が確認でき、これらの記録に不自然な点は見当たらないほか、夫婦が申立期間の夫婦二人分の保険料を納付したとする11年は、オンライン化以降に当たっている上、基礎年金番号制度の導入後である点を踏まえると、夫婦そろって記録漏れが生じたとは考え難い。

そのほか、申立期間①及び②について、免除期間の保険料を追納するためには、制度上、市に追納申込書を提出し、社会保険事務所（当時）から当該申込みに係る追納納付書入手する必要があるが生じるが、オンライン記録には、申立人夫婦について、当該申込みがなされた形跡及び納付書が発行された形跡は見当たらない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みを含めて申立人の氏名の確認を行ったが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から7年3月まで

私は、会社に就職が内定した平成7年3月ごろ、会社から年金手帳を持っているかと聞かれたので持っていませんと答え、母にその旨話すと、実家に、当時学生で下宿していた寮の寮母から、A市からの納付書が送られているということだったので、その納付書と12万円ぐらいのお金を受け取り、同年3月にB市役所の窓口で持参し、申立期間の保険料を納め手帳を受け取った。

平成7年4月に入社後、年金手帳とその領収書を会社に提出したが、19年に年金記録を調べた際、国民年金の記録が納付されていないことになっていたので会社に保管されている年金手帳を見たところ、国民年金の加入手続日と記号番号の記載が無かった。会社に聞けば、社会保険事務所(当時)に預けた年金手帳は返って来ず、この年金手帳のみで、領収書も入社してしばらく経った配属後に不要として返されたのでいらないと思い処分し、今は証明するものが無い。申立期間は間違いなく納付しているので記録の訂正をしてほしい。

加入手続について、当時住民票のあったA市からの納付書及び年金手帳が届いたかどうかの記憶は無いが、同市からはがきが来たので送り返した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年3月に国民年金の加入手続を行い、保険料をまとめて市役所の窓口で納めたはずであると申し立てている。

そこで、申立人が申立期間当時居住していた住所地を管轄するC及びD社会保険事務所(当時)において、申立期間について、国民年金手帳記号番号の払出しの調査を行ったが、申立人の手帳記号番号が払い出された痕跡は見当たらず

なかった。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、この点について、申立人が加入手続を行ったとするA市及び納付を行ったとするB市において、国民年金に係る手続を行った場合に作成されるべき被保険者名簿（原票）がそれぞれ存在しない状況と整合している。

さらに、申立人は勤務先にB市交付の年金手帳を提出し、勤務先から別の年金手帳を受け取ったと陳述しているが、その勤務先が社会保険事務所へ手続して発行されたとする年金手帳を見る限りにおいては、国民年金に関する手帳記号番号などの記載が無く、厚生年金保険の新規資格の取得のための手続であったことが見て取れる。

加えて、未統合記録の可能性を確認するために、別姓を含む氏名の別読みによる検索を行ったが、その存在は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3933 (事案 3005 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び43年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和43年4月から45年3月まで

私は、年金受給の確認のため平成9年ごろ区役所の年金係に行ったところ、申立期間の4年分が未納であることを知った。しかし、申立期間は当初は未納だったが、昭和50年代ごろに集金人と話をして折、どの期間でも支払える時期であると聞いて、一回で全部を直接集金人に店先で夫婦二人分を併せて特例納付したので、未納とされていることに納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

しかし通知を受けた際、別人の通知が来て入れ間違っていたとのことであるが、この時期にこのような誤りは絶対許されないと思う。私はこの審議結果がきちんとされたものなのか不審に思っている。また、年金記録確認第三者委員会の判断の理由では、当時の保険料の徴収は集金人が行っていないとしているが、集金人に間違いなく支払い、領収書も受け取った。今回の判断は納得できない。私の申立期間を納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が特例納付したとする昭和50年代には、第2回及び第3回の特例納付が可能であったものの、市では、いずれの特例納付実施時にも国庫金となる保険料の徴収事務を行っておらず、一貫して集金人に納めたとする申立人の陳述とは符合せず、また、申立人が特例納付を行うためには、区役所又は社会保険事務所(当時)で国庫金納付書を取得する必要があるが、申立人は特例納付に当たって納付書を入手していないとしており、制度上、申立期間に係る国民年金保険料を特例納付することはできない

として、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月27日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今般、申立人は、当該通知書送付時の不備をもって、申立期間の保険料を納付したと主張するが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

夫が私の実家の家業を継ぐため会社を辞め、国民年金に加入した。その後、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納めてきた。しかし、申立期間の保険料について、夫の記録は納付済みとされているのに、私の記録が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたので、申立人の分だけ未納とされていることは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の夫の納付記録をみると、申立期間については、当初、申請免除であったものが、平成4年12月24日に追納申出を行い、5年4月27日に一括で追納していることが、オンライン記録から確認できる。

一方、申立人の納付記録をみると、申立期間については免除期間となっておらず、未納期間であることが、特殊台帳及び市のオンライン記録の双方の記録から確認できる。この場合、申立人の夫が追納した平成5年4月時点では、申立期間については、時効の成立により、既に納付できない期間となっている。

また、申立人及びその夫の納付記録をみると、申立期間の前後の期間は夫婦共に未納の記録となっており、昭和56年度及び57年度の未納期間について、各々翌年度に催告を受けており、さらに、夫婦の納付状況は同一ではないことが、特殊台帳から確認でき、夫婦二人分の保険料を一緒に納めてきたとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私が大学に通う学生だったころ、私の年から学生も国民年金に加入しなければならなくなり加入した。特に加入した1年目の平成3年度は確実に支払っている。この申立てをした2年間について国民年金を支払っていたことは明確で、現在の私の国民年金に関する記録が間違いであることは明白である。

学生のころは、ボランティア及び夜間に資格を取得するための学校に通っており、アルバイトはほとんどしていなかったため、お小遣い及び貯金から泣く泣く保険料を支払っていた。特に大学4年生の時は、お金が全く無く、支払いが遅れて請求書が何度も来ており、頻繁に来る請求に、母が怒り私と何度か口論になったことを記憶している。その後、その時の分を納付したかどうかは全く覚えていない。

納付場所、納付方法、納付時期及び納付金額についてはよく覚えていないが、支払ったことは間違いなく、私にしてみれば学生時代に支払った大きなお金を、0（ゼロ）とされており盗まれたも同然で納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、保険料納付が度々遅れ請求書が頻繁に来ていたが、保険料納付を行ったことは間違いなく、納付記録が間違いであることは明白であると申し立てている。

そこで、行政機関における申立期間当時の事務処理状況についてみると、既に納付書のOCR化、収納事務のオンライン化導入後の時期に当たっている。一方、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには延べ24枚、取

り分け申立人が保険料納付を行ったことを明確に記憶しているとする大学3年生時（平成3年度当時）についてみても12枚の納付書が必要となる点を踏まえると、これらすべてについて、行政側が事務処理を誤るとは考え難い。

また、申立人の納付記録をみると、平成6年7月6日に国庫金納付書（過年度保険料納付書）が作成されていることが、オンライン記録から確認できる。この点については、同納付書が作成された時点で、時効が完成していなかった申立期間のうち、申立人が大学4年生であった、4年6月以降の未納期間について催告がなされたものと考えられるが、申立人が「大学4年時はお金が全く無く、支払が遅れて請求書が何度も来た」とする時期と符合するとともに、申立人自身が「その後その時の分を納付したかどうかは全く覚えていない」とも回答している。

さらに、申立人は、保険料の納付場所、納付方法、納付時期及び納付金額など保険料納付をめぐる記憶は定かではないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認する為、別読みを含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成元年10月まで

私は会社を退職して厚生年金保険を脱退した後、昭和63年3月1日にA市のB出張所で国民年金への加入手続を行った。それ以来平成元年10月まで保険料を継続して納付してきたはずであるが、行政機関の記録では現在の国民年金手帳記号番号が平成3年8月21日に払い出され、申立期間が未納とされている。保険料は私自身がC銀行のD支店で口座振替によって納付してきたことを覚えており、申立期間について未納とする記録には納得できないので、調査及び記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和63年3月に市の出張所で国民年金への加入手続を行って以来、申立期間の保険料を銀行の口座振替によって継続して納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、平成3年8月23日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点では申立期間のうち、平成元年6月以前の期間については、時効の成立により、既に保険料を納付することはできない。また、同年7月以降の期間については、過年度納付は可能であったが、その場合、申立期間の保険料を口座振替（通常は、毎月前月分が引き落とされる。）によって納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人は国民年金保険料口座振替依頼書の控えを所持しており、それを申立期間の保険料を口座振替によって納付していたことの裏付け資料としているものの、当該依頼書は、申立期間から2年以上経過後の平成3年12月9日の申し出であることが確認でき、制度上、申立期間の保険料を口座振替す

ることはできない。

さらに、申立人の納付記録をみると、時効が成立していなかった申立期間に後続する17か月分について平成3年12月24日に国庫金納付書が作成されたことを受けて、同日以降に過年度納付していることが申立人の所持する領収証書から確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人は平成3年8月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後、まず同年12月9日に翌4年1月からの口座振替の手続を行うとともに、同年1月に払出（加入）年度に当たる3年4月から同年12月までの保険料を一括納付し、次いで、同年12月の国庫金納付書の発行時点では申立期間については既に時効が成立したために、遡及納付が可能であった申立期間直後の元年11月までさかのぼって過年度納付を行ったものと推定できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名検索を行ったが、申立人について別の手帳記号番号の存在はうかがえなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から61年3月まで

私が20歳になった時に親が国民年金への加入手続をして以来、結婚前までは親が保険料を納付してくれていたが、結婚後は申立期間を含めて私自身が郵便局及び銀行で納付書によって保険料を納付していた。結婚後は中断なく継続して保険料を納付してきたはずであり、年金手帳を見ても加入が継続しているような記載内容になっているので、申立期間が未納とされているのは納得できず、記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳で国民年金に加入して以来、未加入期間及び未納期間はなく、申立期間についても保険料を中断なく納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録をみると、昭和60年11月10日に任意加入者の資格を喪失していることが市の被保険者名簿、オンライン記録及び申立人が所持するA市交付の国民年金手帳の記載のいずれにおいても確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

なお、申立人はこの資格の喪失をめぐる記憶は定かではないが、申立人が所持するA市交付の年金手帳に資格喪失日が記載されている点を踏まえると、申立人の意志によりなされたものと考えるのが自然である。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名検索を行ったが、申立人について別の手帳記号番号の存在はうかがえなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から8年3月まで

平成3年ごろ、母がA市役所に私と妹の免除申請に行ったが、窓口の男性職員から免除申請は1世帯に一人に限られているので、二人目は申請できないと言われて私の申請を拒否されたと聞いている。母は、それに納得できず、日を改めて再度役所へ申請に行ったが同じ職員から再度拒否され、申請を断念したらしい。しかし、今般この件について、母を通じて社会保険事務所(当時)に相談すると、申請時の窓口職員の説明が誤りであると教えられた。また、母によると、改めて当時を思い返すと申請を拒否されたものの、母子二人分の申請書を窓口において帰ったようにも思われるとのことである。私は同年7月ごろから8年3月ごろまでB国へ留学しており、申請の結果については、私にも母にも記憶は無いが、私についても妹と同様に免除されている可能性があると思われるので、調査及び記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料を免除されていた可能性があるのではないかと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付記録をみると、市の記録及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人が申立期間に係る免除申請を行い、その承認を受けた形跡は見られない。

また、申立人の資格記録をみると、平成3年4月1日に強制加入として国民年金被保険者の資格を取得後、同年7月30日に同資格を喪失していることがオンライン記録から確認できるが、この資格の喪失時期は、申立人が留学のためにB国へ転出した時期と符合している。この場合、申立期間のうち、同年7月以降の期間については未加入期間となるため、制度上、免除の承認を受ける

ことはできない。なお、日本国籍を有するものが国外に居住する場合、任意加入は可能であるものの、任意加入は保険料納付を前提としているため、この場合においても、制度上、免除申請することはできない。

さらに、資格喪失前の平成3年4月から同年6月までについては、5年6月7日に国庫金納付書が発行され、催告されていることがオンライン記録によって確認できることから、この期間についても免除の承認を受けていないものと考えられる。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料について、免除申請が認められたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から63年4月まで

私は、20歳のころにアルバイトをしていたが、当時の同僚に国民年金に加入していないことを話すと、「障害者になった時に大変なことになる。加入だけでもしておけば」と勧められたので、昭和62年12月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続と同時に保険料を納付したかどうかについては、よく覚えていないが、いつか納付しなければならないものなので、加入後に区役所で納付している。

申立期間が納付済期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳のころにアルバイトをしていた勤務先の同僚に、国民年金の加入を勧められたので、昭和62年12月ごろ、区役所で加入手続を行い、加入後に保険料を納付していると申し立てしているところ、申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人が申立期間直後から勤務していたA社を退職した平成2年4月ごろに行われていることが、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の加入状況等から推定される上、申立人の所持する年金手帳を見ると、初めて国民年金の被保険者となった日は、同社を退職した同年4月1日と記載されていることが確認でき、オンライン記録の国民年金の資格取得日と一致していることから、申立期間は、記録上、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、昭和62年12月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号

番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、勤務先の同僚に国民年金の加入を勧められた時期が昭和62年12月ごろであったので、そのころに加入手続を行ったとするのみであり、加入手続の状況及び加入を勧めたとする同僚に関する記憶が曖昧であるなど、申立人から加入時期を特定できる具体的な陳述を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から57年3月まで

私の国民年金の記録は昭和53年10月から加入したことになっているが、私は自身で国民年金の加入手続を行った記憶が無いので、当時、両親の国民年金保険料を納付していた母が、私の国民年金の加入手続を行い、両親の保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていたと思う。

母と一緒に納付していた両親の保険料は、申立期間が納付済みとなっており、弟も20歳から保険料を納付してもらっているのに、私だけ申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の記録が昭和53年10月から加入したことになっているが、申立人自身が加入手続を行った覚えが無いので、当時、申立人の両親の国民年金保険料を納付していた申立人の母親が、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、両親の保険料と一緒に申立期間の保険料を納付してくれていたと思うと申し立てているが、申立人の母親に当時の状況を聴取したところ、申立人の加入手続を行った時期及び場所等についてはよく覚えていないが、国民年金は20歳になると加入しなければならないと思っていたので、そのころに加入手続を行ったと思うとし、申立人の弟が20歳から保険料を納付しているので、申立人についても、20歳のころから、申立人が結婚するまで、保険料を納付していたと思うと陳述する以外に、申立期間の保険料を納付していたとする具体的かつ明確な陳述を得ることはできなかった。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で払い出されている上、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日及び申立人が所持する年金手帳に記載

された最初の住所から、申立人が結婚した昭和 57 年 4 月ごろに、夫婦一緒に加入手続が行われたものと推定され、53 年 10 月までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、55 年 3 月以前の保険料は、時効により納付することができないものと考えられるほか、同年 4 月から 56 年 3 月までの過年度保険料及び同年 4 月から 57 年 3 月までの現年度保険料は、さかのぼって納付が可能であるが、申立期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親及び結婚後、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も、これまで未納の催告を受けたことも、過去の未納保険料をさかのぼって納付したことも無いと陳述している。

また、申立人の母親が、申立てどおり、申立期間の保険料を遅滞なく納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間は 3 年 6 か月に及び、この間、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から48年3月まで

私は、昭和46年3月ごろ、当時、勤務していた会社の社長の奥さんから国民年金の加入を勧められ、どのようにして加入したのか覚えていないが、B市役所から送られてくる納付書により、金融機関で国民年金保険料を毎月納付していたと思っている。

申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、どのようにして国民年金に加入したのか覚えていないが、昭和46年3月ごろ、当時、勤務していた会社の社長の奥さんに勧められて加入したと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が23歳になった昭和49年*月にA県B市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができない期間を含む過年度保険料であるが、申立人は、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立期間当時のB市における国民年金保険料の徴収方法は、手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であるが、申立人は、市役所から送られてくる納付書により、金融機関で保険料を毎月納付していたとし、印紙納付の記憶は無いと陳述していることから、当時の納付実態と符合しない上、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、旧姓を含む各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当た

らなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から52年3月まで

昭和40年にA県に出てきて、B職として雇用主の家に住み込み、16歳から23歳ぐらいまでは生活面及び金銭面は雇用主任せであった。

20歳のころに雇用主が国民年金の加入手続をしてくれ、何か月分があるいは何年分かの保険料を納めてくれたのではないかと思う。その後は、時期ははっきりと覚えていないが、雇用主から自分で納めるように言われたので、区役所の窓口で納付した。

申立期間のうちには、たとえ何か月分でも納めている期間があると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和44年当時、雇用主が国民年金の加入手続をしてくれ、加入当初の期間については保険料を納めてくれたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年2月に払い出されており、また、この手帳記号番号に係るC市D区役所保管の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間のうち、44年9月から51年3月までについては未納と記録されている上、46年11月22日付けで不在処理が行われていることも確認できる。

また、申立期間のうち、昭和44年9月から48年3月までについては、C市では国民年金保険料の収納は、国民年金手帳への印紙検認により行われていたが、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、印紙検認欄に検認印は無い。

さらに、申立人には昭和53年1月に払い出された別の手帳記号番号があるものの、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、44年9月から49年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、

50年1月から52年3月までの保険料は過年度保険料となるが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと陳述している。

加えて、雇用主は既に他界しており、申立人の記憶も明確でないことから、申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から平成元年12月までの期間及び6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月から平成元年12月まで
② 平成6年4月

父に「国民年金に加入しないといけないので、代わりに国民年金保険料を納付しておく」と言われたことを覚えている。

A業を営んでいた父が、私と自分達夫婦の3人分の保険料を一緒に納付していたはずであり、両親の保険料は納付済みである。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年当時に、父が、国民年金への加入手続を行うとともに、国民年金保険料も納付してくれていたはずであると申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、平成2年1月ごろに払い出されたと推認され、この手帳記号番号払出時点において、申立期間①のうち、昭和56年8月から62年11月までの国民年金保険料は、制度上納付することはできない。

また、申立期間①のうち、昭和62年12月から平成元年12月までの国民年金保険料は、過年度納付することは可能であるものの、申立人は、父が、申立人及び自分達夫婦の保険料を一緒に納付していたと申し立てていることから、申立人の父母の納付記録をみると、父は60歳到達の昭和63年*月以降の保険料の納付事跡は見当たらない一方、母も同年4月から平成元年2月までの保険料は未納となっており、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間②について、オンライン記録をみると、平成7年7月6日に国民年金保険料の過年度納付書が作成されていることが確認できるところ、その作成時期からみて、当該納付書は申立期間②の保険料に係るものと推認さ

れることから、この時点において、申立期間②の保険料は現年度納付されず、未納とされていたものと考えられる。

この点について、申立人は、平成7年1月5日に住所変更し、父母と別居していることから、当該納付書は申立人の転居先に送付されたはずであるが、申立人は自身で国民年金保険料を納付したことは無いと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人は、国民年金保険料納付等について直接関与しておらず、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の父も既に他界しており、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 27 日から 46 年 3 月 11 日まで
② 昭和 46 年 3 月 16 日から同年 9 月 5 日まで

オンライン記録によれば、A社B工場及びC社における厚生年金保険加入期間について、昭和 50 年 6 月 5 日に脱退手当金を受給したことになっているが、当時、家事及び育児をしながら夫の仕事の手伝いで毎日忙しかったので、脱退手当金の請求手続を行った記憶は無い。

脱退手当金は請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名が昭和 50 年 3 月 13 日に旧姓から新姓に変更されていることが確認できるところ、申立人の脱退手当金が同年 6 月 5 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い変更処理が行われたと考えるのが自然である。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

さらに、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 2 日から 36 年 8 月 23 日まで
② 昭和 36 年 8 月 23 日から 37 年 11 月 26 日まで

年金記録確認のため社会保険事務所(当時)に行った時、A社及びB社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みと言われた。B社では、体調不良のため退職前半年ぐらいは出勤しておらず、その間傷病手当金を受給していたが、休職が長期間になることから、同社を退職した。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は申立期間の最終事業所であるB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和38年6月4日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計8ページのうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失した女性22人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め12人見られ、うち9人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる点を踏まえると、当時事業主による代理請求が行われていた状況がうかがえる。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 22 日から 42 年 12 月 24 日まで
オンライン記録によると、A社B工場に勤務していた昭和 38 年 3 月 22 日から 42 年 12 月 24 日までが脱退手当金支給済みとなっているが、当時脱退手当金について知らなかったし、会社からの説明も無かった。
脱退手当金を請求したことも、受給したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求したことは無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金はA社B工場の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和43年3月6日に支給決定されていることが確認できるところ、脱退手当金裁定請求書は同年1月8日に同社B工場を管轄する社会保険事務所(当時)に提出されていることが確認でき、その記載内容に疑義が認められないことのほか、申立人の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページを含む前後計7ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性68人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め34人みられ、うち33人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、支給決定日が同一日となっている受給者が散見される。さらに、申立人に係る脱退手当金裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」の欄には、A社B工場のゴム印が押されていることを踏まえると、申立人についてもその委任

に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月20日から36年5月1日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所(当時)に照会申出書を提出したところ、A社における厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないとしている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名が昭和36年6月13日付けで旧姓から新姓に変更されていることが確認できること、申立人の脱退手当金が同年7月26日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求手続に伴い訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和36年7月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当時は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 2 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 3 月 26 日に A 県の中学校を卒業後、同年 4 月 2 日に当時、姉及び知人が勤務していた B 社（現在は、C 社）に入社し、D 業務に就いていたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、同社での勤務期間のうち、同年 4 月 2 日から同年 6 月 1 日までが、厚生年金保険に未加入とされている。

B 社における厚生年金保険被保険者期間が 1 か月ということは考えられず、申立期間において同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、「私より後から入社してきた」旨陳述している同僚の被保険者資格の取得日が申立人と同一日の昭和 26 年 6 月 1 日であることが確認できる（当該同僚の連絡先は不明）。一方、同年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚（被保険者資格の喪失日は、昭和 28 年 2 月 28 日）から、「私は、昭和 26 年 4 月に入社したが、申立人の入社時期は私よりは遅かったように思う」旨の陳述が得られた。

以上の事情を踏まえると、申立人は、昭和 26 年 4 月 2 日に B 社に入社したことは確認できないものの、申立期間の一部において同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、上記申立人の勤務について陳述を得た同僚から、「当時、業界では、D 業務の経験の無い者は見習い期間があるのが通例であった。申立人は中学を卒業後すぐに入社してきたことから、見習い期間があったと思う」旨の陳述が得られた。

また、申立人は、当時の仕事内容について、「E業務に従事していた」旨陳述しており、D業務そのものには、従事していなかったことがうかがえる。

さらに、C社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者証の資格取得日及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に記録されているB社における被保険者資格の取得日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、同僚も死亡又は住所不明のため、申立人の申立期間に係る保険料控除についての確認ができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 4 月から 50 年 11 月までの期間、母と一緒に、父が経営していた A 社に勤務していた。

社会保険事務所（当時）の記録によると、A 社に勤務した期間のうち、昭和 47 年 8 月 1 日から 49 年 2 月 1 日までが厚生年金保険に未加入とされている。

A 社では取締役であり、申立期間において間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に勤務していたことが確認できる同僚（被保険者期間：昭和 47 年 12 月 25 日から 48 年 10 月 1 日まで）から、「申立人は、経営者的な立場であり、私が入社した時には既に勤務しており、退職時にもまだ在職していた」旨の陳述が得られたことから、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が昭和 47 年 4 月 1 日に同社で初めて被保険者資格を取得した際の被保険者記号番号と 49 年 2 月 1 日に被保険者資格を再取得した際の被保険者記号番号は異なっており、再取得時の記号番号は申立人が 42 年 10 月 1 日に B 社で初めて被保険者資格を取得した際の記号番号であることが確認できる。

ところで、申立人は、同一事業所において厚生年金保険被保険者資格を再取得しており、申立期間中も勤務は継続していたことが推測できることから、被保険者資格の再取得時の記号番号は、A 社において当初取得した記号番号を継

続して使用することが自然であると考えられるところ、同社が承知していないはずのB社で取得した記号番号を使用していることを踏まえると、被保険者資格の再取得に当たり、申立人から、同社入社時に取得した厚生年金保険被保険者証の提出、又は当該被保険者証の記号番号の提示があったものと推測され、申立人は、申立期間において厚生年金保険に未加入であったことを承知していたと考えるのが相当である。なお、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、同社においていったん被保険者資格を喪失した後、再取得している同僚に係る再取得時の被保険者記号番号は、当初取得時と同一であることが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄を見ると、昭和47年及び48年に係る標準報酬月額の時決定記録が確認できないところ、ほかの被保険者欄を見ると、標準報酬月額に変更がない場合は、「47」、「48」等の該当年の押印がなされていることが確認できる。さらに、同名簿の「算定処理済年月日」記載欄には「48年算定完了」及び「49年算定完了」の押印が認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得の届出漏れがあったことは考え難い。

加えて、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人が経理担当者として名前を挙げている同僚は住所不明のため陳述が得られず、申立人の申立期間における保険料控除についての確認ができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5591 (事案 1685 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで

前回の審議において、A社に係る申立期間について、勤務は認められるが、保険料控除は認められないとされた。

年金記録確認第三者委員会の判断の理由として、当時、本人が希望しない場合、厚生年金保険に加入させていなかったとの元事業主の陳述及び元事業主の妹も未加入であったことが挙げられているが、元事業主の妹については、当時、子供を連れて親元に帰ってきて、B業務に従事していただけで、私が厚生年金保険に未加入であったとは言うておらず、そのことをもって、私も未加入であったとの判断には納得できない。

次に、申立期間前の昭和 39 年 4 月から国民年金に加入し、A社における勤務期間においても、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、何らかの理由で、同社において、厚生年金保険に加入していなかったのではないかとの判断については、今でも、「国民年金+厚生年金保険=支給額」となっており、重複して加入していても問題なく、当時、多くの人がそのように考えていたので、このことをもって、私が同社において厚生年金保険に加入していなかったとの判断についても納得できない。

申立期間において、A社に勤務していたことは間違いなく、また、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間当時、国民年金に加入しており保険料も納付済みである、ii) 申立期間当時の事業主から、「当時、従業員が厚生年金保険に加入を希望しない場合は保険料を控除していなか

った」旨の陳述が得られた、iii) 申立期間当時、A社の経理担当者であった事業主の妹は、「自分は、厚生年金保険の被保険者となっていなかった」旨陳述しているとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月12日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和46年6月1日から47年5月1日まで、A社で勤務していた旨主張しているところ、今回、新たな資料として、元事業主から、申立人が同社入社時に提出した「申立人の実印が押された履歴書」が提出された。当該履歴書によると、申立人が前勤務先であるB社を退社した時期は、「昭和47年2月」と記載されていることが認められるが、これによると、申立人は、A社の退職時である同年4月以前の2か月から3か月程度の勤務であったことが認められる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において勤務していたことが確認できる同僚5人は、全員が「申立人のことは覚えていない」旨陳述しているところ、当該同僚は全員が申立期間前から申立期間後まで継続して勤務していることを踏まえると、申立人が、申立てどおり1年近く勤務していたのであれば、誰も申立人のことを記憶していないことは不自然である。

さらに、A社の元事業主は、今回の申立てに対しても、「国民年金に加入しているから厚生年金保険に加入しないと言われたら、加入手続をとらなかったこともある」旨陳述しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立期間中の勤務が確認できる同僚が、「当時一緒に勤務していた」旨陳述している別の同僚について、被保険者資格の取得の有無を調査したところ、被保険者名簿で名前を確認できないものが二人認められた。

加えて、申立人は、「A社勤務期間中に会社から健康保険証を受け取ったことはない」旨陳述している。

これらの事情及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらず、再申立てにおいてかかげる事由を斟酌^{しんしやく}しても、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 30 日から 31 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(後に、B社に名称変更)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 29 年 1 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、31 年 7 月 1 日に再度、適用事業所となっているため、申立期間は、適用事業所ではない。

また、A社は、昭和 33 年 12 月 1 日にB社に名称変更しているところ、同社の現在の事業主は、「父である申立期間当時の事業主及び従業員から、B社へ社名変更する前に会社の経営が悪化し、倒産しかけたことがあり、その時は、みんな仕事が無いのでアルバイトに行っていたと聞いたことがある」と陳述している。

さらに、申立人と同様にA社における申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い複数の同僚に照会したところ、「会社が倒産しかけたときに、仕事が少なくなり、みんなで公共職業安定所に行った記憶がある」、「健康保険証をいったん会社に返して、再度、交付された記憶がある」との陳述が得られた。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の昭和 29 年 1 月 30 日の被保険者資格の喪失に伴い、健康保険証が社会保険事務所に返納されたことを表す「証返」の記載が確認でき、また、同名簿の記録に

不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から同年 12 月まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人のA社の事業主及び同僚の氏名についての記憶は曖昧であることから、その連絡先を特定することができず、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月から34年11月まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないため、オンライン記録において、申立期間にA社で厚生年金保険の加入記録が有る元従業員19人に照会し、申立期間当時に同社B事業所で勤務していた3人を含む12人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 5 月から 47 年 3 月まで A 市 B 区の C ビルに所在した D 社において E 業務及び F 業務の従事者として勤務していたが、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

当該事業所から健康保険証をもらった記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 市 B 区の C ビルにあった D 社で勤務したと申し立てているほか、同社は G ビル等でも支店が所在していたとしている。

そこで、D 社について調査したところ、申立期間当時の住宅地図において、申立人主張の D 社という事業所が C ビルに確認でき、また、同社が入居していた G ビルの所有会社が保管する昭和 46 年当時の賃貸借契約書を見ると、申立人主張の事業主名及び D 社との記載が確認できることなどから、期間は特定できないものの、申立人は当該事業所で勤務していたことが推認される。

しかしながら、D 社は商業登記の記録が確認できない上、上記賃貸借契約書から申立期間当時は個人事業所であったことが推認されるほか、厚生年金保険法上、当時、H 業種は非適用業種に当たることなどから、申立人が勤務していた同社は厚生年金保険の適用事業所であったとは考え難い。

また、D 社の事業主の所在は不明であるため、申立人の保険料控除等について照会することはできない。

さらに、申立人は、同僚の名前を名字しか記憶していないため、同僚を特定し事情照会することができないほか、申立期間に係る保険料控除については定かな記憶が無いとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 2 月 1 日から 37 年 7 月 29 日までの期間、自宅敷地内にあり、父親が所長を務めていた A 社 B 事業所において事務担当として継続して勤務していた。しかしながら、私の厚生年金保険の加入記録は申立期間が未加入とされている。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 10 月 1 日から 37 年 7 月 29 日までの期間、申立人の自宅敷地内に所在する A 社 B 事業所に継続して勤務したと申し立てているところ、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間を含め継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A 社 B 事業所長であった申立人の父親に係る厚生年金保険加入記録をみると、申立期間と重なる昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 6 月 1 日までが申立人と同様に未加入期間となっているほか、当該未加入期間中の同年 1 月 23 日には脱退手当金が支払われていることも確認できる。

一方、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から同社で加入記録が確認できる複数の同僚を抽出し照会したところ、11 名の同僚から、「A 社は申立期間当時、経営状況が悪化し、大幅な人員整理が行われていた」旨の陳述が得られた。

また、A 社は昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は既に亡くなっているほか、同社の元役員は、当時の資料が残っていないため、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入状況及び保険料控除については不明と回答している。

さらに、上記被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚からも、申立人の申

立期間における厚生年金保険への加入について具体的な陳述を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月30日から34年1月1日まで
昭和28年に高校を卒業後、私の父が代表を務めているA社へ入社した。その後、別の事業所で勤務したが、父が代表を退いたため、私が事業主として再び同社で勤務するようになり、その後にB社に名称変更した。しかし、申立期間の加入記録が空白とされており納得できない。申立期間について間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社で勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、申立人は事業主として同社に勤務していたと陳述していることから、申立人が申立期間において在籍していたことが推認できる。

しかしながら、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和30年9月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できるが、申立期間中に申立人と同居していたとする申立人の親族についても、同日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できることなどから、申立期間当時、B社では、何らかの事情により、同日付けで申立人及びその親族について資格の喪失の届出を行ったことがうかがわれる。

また、B社における社会保険事務担当者(事務処理の受託者)は既に亡くなっているほか、A社の事業主であった申立人の父も亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができず、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5598 (事案 2291 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年ごろから 18 年ごろまで
② 昭和 18 年ごろから 20 年ごろまで
③ 昭和 20 年ごろから 21 年ごろまで

私は、A市にあったB社に昭和17年ごろから18年ごろまで勤務し、続いてC市にあったD社及びE社にそれぞれ18年ごろから20年ごろまでの期間及び20年ごろから21年ごろまでの期間において勤務した。また、E社から厚生年金保険のカードをもらったことを覚えている。年金記録確認第三者委員会から年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を受けたものの、これら3事業所に勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録が全く無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、F社は、社会保険庁(当時)において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらないとして既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立期間①に係る申立てにおいて、新たな資料等を提出しおらず、上記のとおりF社は、厚生年金保険の適用事業所ではない上、同僚等からも申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②及び③についても、それぞれ勤務していたとするD社及びE社に

については、両事業所とも社会保険庁には厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、商業登記簿においても両事業所が存在していたことを確認することができないため、申立人が申立期間②及び③において両事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらないとして、上記の申立期間①と同様に、平成 20 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立期間②に係る申立てにおいて、新たな資料等を提出しておらず、上記のとおり D 社は、厚生年金保険の適用事業所ではない上、同僚等からも申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

一方、申立期間③について、申立人は、「E 社から厚生年金保険のカードをもらった」と主張するが、申立人は、同社で勤務していた当時の同僚の氏名等を記憶していないほか、上記のとおり、同社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、被保険者名簿から同僚を抽出調査し当時の事情を確認することはできない。

また、申立人は、「当該厚生年金保険のカード以外は、当該事業所から何ももらっていない」と陳述していることから、申立人は健康保険証の交付を受けていなかったと考えられるところ、当時、厚生年金保険と健康保険は一体的に加入することが原則とされていた中で、厚生年金保険に係る書類のみの交付を受けたとする旨の陳述は不自然であり、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から 20 年 6 月 15 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間にA国にあったB社の事業所で勤務していたにもかかわらず、被保険者記録無しとの回答をもらった。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるB社での在職については、申立人は当時の業務内容及び所在地等を具体的に記憶していることから判断すると、推認できる。

しかしながら、申立期間当時、厚生年金保険法の適用区域は「内地」である現在の日本国内に限られており、A国などの「外地」については、制度上、原則として同法の適用はないとの取扱いがされていた一方、従前の日本国内での使用関係を存続し、給与も同じ国内の事業所から支払いを受けるという措置が講じられている場合においては、厚生年金保険法に定める適用区域外である外地に転勤した場合においても、引き続き被保険者として取り扱うことに支障はないとされていた。

そこで、申立人の厚生年金保険への加入状況について、B社に照会をしたものの、同社は、当時の資料が保存されておらず、確認することができないと回答をしている。

一方、オンライン記録によると、申立人が氏名を挙げた当時の同僚3名は、いずれも申立期間当時は厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

このことから、申立人は、申立期間中は厚生年金保険法の適用区域外で在職していたことになり、外地に転勤する前から日本国内において被保険者であつ

た者として引き続き被保険者資格を継続する取扱いの対象者には該当しなかったため、厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったものと考えられる。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 11 月 1 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。

申立期間①は、A社に勤務した期間の一部であり、同社には、昭和 32 年 4 月 1 日から勤務していた。

申立期間②は、B社に勤務した期間の一部であり、同社には、昭和 38 年 4 月 1 日から勤務していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述から判断して、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和 34 年 11 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、前述の同僚は、「A社は、昭和 34 年 11 月 1 日に厚生年金保険に加入した。それまでは給与から保険料を控除されていなかった」と陳述している。

さらに、A社は、昭和 48 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、当時の社会保険事務担当者からも申立人の申立期間に係る保険料控除の状況は確認できない。

申立期間②については、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断して、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和38年12月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、前述の同僚は、「B社は、昭和38年12月1日に厚生年金保険に加入した。それまでは給与から保険料を控除されていなかった」と陳述している。

さらに、B社は、昭和50年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から同年 8 月 18 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。

私は中学校卒業後すぐの昭和 32 年 3 月にA社に就職したのであり、同年 8 月 19 日が厚生年金保険の資格取得日とされているのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、申立人が中学校卒業後すぐの昭和 32 年 3 月に、A社に入社し、申立期間において勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同期入社であると記憶している同僚 3 人及び申立人と同期であると陳述している同僚 2 人のうち 4 人は、申立人と同日又は同時期の昭和 32 年 8 月 17 日又は同年 8 月 19 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、このうち 1 人が所持する厚生年金保険被保険者証にも資格取得日は、同年 8 月 17 日と記載されている。

また、申立人及び複数の同僚が、自身よりも 1 年早く中学校を卒業しA社に入社したとしている同僚 6 人についてみても、そのうち 5 人は入社したとされる時期より 1 年後の昭和 32 年 4 月に被保険者資格を取得しており、1 人は加入記録が無い。

これらのことから、申立期間当時、A社では、中学校を卒業してすぐに入社した従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主及び経理担当者は死亡し

ていることから、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月から 40 年 12 月まで

私は、昭和 35 年 1 月から 40 年 12 月までの期間、A社B本店のC部門に勤務し、D業務に従事した。同社勤務期間中は、同社の社員寮に住んでいた。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録では、A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が見当たらないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 35 年 4 月にA社B本店に入社したとする従業員の陳述から判断すると、申立人が申立期間のうちの一定期間、同社C部門に勤務していたことが推定できる。

しかし、昭和 33 年 5 月にA社B本店に入社し、C部門に勤務していたとするほかの従業員は、「C部門は、昭和 35 年 5 月ごろに、B本店からE支店に移ったが、移転時に申立人はC部門に在籍していなかった」と陳述し、35 年 6 月からF支店で勤務していたとする別の従業員は、「昭和 35 年 6 月ごろは、C部門は既にB本店からE支店に移っていた」と陳述していることから、40 年 12 月まで同社B本店でC部門に勤務していたとする申立内容と符合しない。

また、上記の従業員二人は、「勤務期間中、C部門は入退職が頻繁であった。C部門に入社しても半年から1年は厚生年金保険の加入手続を取ってもらえなかった」とも陳述している。

さらに、申立人は、昭和 35 年 3 月に実家のあるG県において運転免許を取得していると陳述し、同年 3 月まで同県に居住していたことを認めており、同年 1 月からA社B本店の社員寮に居住していたとする陳述と符合しない。

以上のことから、申立人は、昭和 35 年 4 月ごろに A 社 B 本店に入社し、C 部門に勤務していたが、C 部門が E 支店に移った同年 5 月ごろに退職したものと推定でき、勤務期間が短期間であったため、事業主により厚生年金保険の加入手続が取られなかったものと考えることが相当である。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、健康保険の整理番号に欠番が無く、一連の手続に不備があったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月1日から同年8月1日まで

私は、A社及びB社の人事、経理の担当役員であった。社会保険関係事務も私が行っており、A社の資格喪失日（昭和46年5月1日）とB社の資格取得日は同日であったことを記憶している。当該資格の喪失及び取得の手続に関しては、私が事務処理を担当したので、未加入期間があることは絶対ないと確信している。

また、私と同日に5名のA社の職員の被保険者資格を喪失させ、B社において被保険者資格を取得する手続も行っている。

申立期間について、勤務していたことに間違いはないので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和46年5月1日）に、同日付けで自身及び5名の職員に係るB社における資格の取得手続を行った記憶があることから、申立期間はB社で継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A社は、昭和46年5月1日付けで、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に被保険者資格を喪失している者は、申立人を含め9名存在するが、その後、B社において被保険者資格を再取得している者は、申立人のみであることが確認できる。また、申立人が自身と同日にA社における被保険者資格の喪失とB社における被保険者資格の再取得を行ったとする職員5名の厚生年金保険被保険者記録をみると、3名が44年2月1日（B社新規適用時）にA社における被保険者資格を喪失していることが確認でき、残る2名につい

では、同社における被保険者資格が確認できなかったことから、申立人の陳述と符合しない。

さらに、B社に係る登記簿謄本の役員欄に氏名が記載されている者は既に死亡していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 17 日から同年 11 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)にA社B事業所の厚生年金保険加入記録について照会申出書を提出したところ、昭和 47 年 8 月 17 日に資格を喪失している記録となっているとの回答を受けた。

A社B事業所では、昭和 45 年 2 月 1 日に厚生年金保険に加入し、47 年 11 月 * 日の結婚のため、同年 10 月末まで継続して勤務していたが、3か月の厚生年金保険加入記録が抜け落ちている。

私が所持する国民年金手帳の昭和 47 年度国民年金印紙検認記録欄には、昭和 47 年 10 月まで厚生年金保険に加入していたことを示す「不要」の印が押されている。

年金受給手続の際にもその旨を説明したが、記録訂正に応じてもらえず現在に至っているが、私の厚生年金保険加入記録には納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 10 月末までA社B事業所内のC部門で継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかし、A社B事業所が作成し保管する従業員名簿の申立人に係る記録をみると、申立人が昭和 47 年 8 月 17 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できる。

また、A社B事業所内のC部門の代表者(申立人の父親)は既に死亡しており、この者から同社における申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、申立人は国民年金手帳の昭和 47 年度印紙検認記録欄の昭和 47 年 4 月から同年 10 月までの欄に「不要」のゴム印が押されていることから、当該期間は厚生年金保険加入期間であることを市が認めたものであると主張しているが、同年当時市町村における国民年金の加入手続は、加入申請者の陳述に基づき国民年金被保険者資格の取得日を決定しており、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認していなかったことから、市が「不要」のゴム印を押したことが厚生年金保険加入期間の存在を認めたこととはならない。このことは、当該国民年金手帳に「昭和 47 年 11 月 1 日 強制加入」の記録があることと符合する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から29年8月31日まで
厚生年金保険加入記録について社会保険事務所(当時)に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

昭和29年10月27日に脱退手当金を支給済みということだが、会社が倒産し、同年10月*日に結婚して同年10月5日にはB県に住んでいた。

脱退手当金は請求したことも受給したことも無く調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険資格の喪失日から約2か月後の昭和29年10月27日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳をみると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、A社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5606

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 17 日から 30 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には昭和 27 年 3 月から勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時からA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和 30 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人が申立期間当時の経理事務担当者であったとする別の同僚の資格取得日は、申立人と同一日の昭和 30 年 6 月 1 日である。

さらに、A社の事業主は既に死亡しており、その妻で、A社が法人化した後のB社の事業主は、「私は昭和 37 年以降に会社に入ったので、申立期間当時の厚生年金保険の状況については分からないし、関係資料等も残っていない」と陳述しており、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)C支店D事業所に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社C支店D事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社の人事担当者は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、当時の経理担当者は所在不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明であるが、申立期間当時、半年から1年程度の試用期間があったと聞いている」と陳述している。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員3人は、いずれも、「E業務関係の職種の者は、入社後すぐに厚生年金保険に加入させてもらえなかった」と陳述しているところ、E業務関係の職種であったそのうちの2人については、本人が記憶している入社時期の半年から2年後に被保険者資格を取得していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が、「同級生で同時期に入社した」と記憶している元同僚は、前述の被保険者名簿において、申立期間に加入記録が無い。

加えて、当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社で勤務し、厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、A社の事業主等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができないほか、申立人が同僚として氏名を記憶していた者は、申立期間に厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月10日から29年4月9日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も、退職することなく同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社が保管する申立人に係る労働者名簿の履歴欄には、「26.3 A社入社」、「26.8 都合により退職」、「26.9 家事に従事し現在に至る」及び「昭和29年4月8日雇入れ」と記載されており、申立期間はA社に勤務していなかったことがうかがえる。

また、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届により、申立人が昭和26年8月10日に被保険者資格を喪失し、その後、29年4月9日に被保険者資格を再取得したことが確認でき、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和26年8月10日の資格の喪失に併せて、申立人の健康保険証が返納されていることが確認できる。

加えて、申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。
申立期間はA社でアルバイトとしてB業務に従事していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、事業主及び同僚を記憶していない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る従業員32人に照会し、10人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを確認することはできない。

また、A社は、平成9年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び事務担当者も死亡又は所在不明のため、これらの者からも申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿に厚生年金保険加入記録のある元従業員は、「申立期間当時、A社では試用期間があったと思う。社長及び事務長がその期間を決めており、期間は一定ではなかった」と陳述しているところ、元従業員3人は、自身が記憶している入社時期より6か月から1年後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、A社では、申立期間当時、必ずしも採用後すぐにすべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、「申立期間はアルバイトとして勤務した。また、健康保険は、C共済の任意継続組合員であった」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 24 日から平成 2 年 3 月 30 日まで
私は、昭和 55 年 9 月 1 日から平成 2 年 3 月 30 日まで A 社で、B 業務に従事していた。その間ずっと給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、昭和 58 年 6 月 24 日からは厚生年金保険の加入期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の陳述から、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社は、昭和 58 年 6 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日付けで申立人を含め被保険者 5 人全員が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、事業主は、「従業員が全員で相談して社会保険から脱退することになった。A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなってからは、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった」と陳述している。

さらに、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から46年10月まで

私は、申立期間においてA社に勤務しB業務に従事していたのに、この期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある複数の同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は既に廃業となっている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているため、同社及び事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚6人は、「給料袋には社会保険料等の控除明細が入っていた」と陳述しているところ、申立人は、「A社においては、給与は勤務日数等に関わりなく一定額を受け取っていたが、社会保険料等の控除明細は見たことがない」と陳述しているほか、「A社から健康保険被保険者証を受け取った記憶は無い」とも陳述している。

さらに、上記被保険者名簿の申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間と重なる昭和42年1月1日から45年4月2日までの期間及び同年7月1日から49年4月1日までの期間にB社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、同時に2以上の適用事業所に勤務し、そのいずれからも給与の支給を受けることとなった場合は、被保険者が適用事業所を管轄する社会保険事業所(当時)に「被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を提出する必要があるにもかかわらず、

申立人は同手続をした記憶が無いと回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A公共職業安定所の紹介で、平成 10 年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日までB社のC支店の従業員として勤務していた。給与は月額 20 万円（皆勤で勤務した場合は 24 万円）もらっていたと思う。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録(平成 10 年 9 月 1 日に資格を取得、同年 10 月 31 日に離職)から、申立人が申立期間においてB社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当社では、雇用保険については全従業員を加入させているものの、厚生年金保険については、申立期間当時は厚生年金保険料控除を嫌がる従業員も多く、当社も従業員確保のため無理強いせず、入社後しばらくは厚生年金保険に加入させないことも多かった。数か月経ってからはほぼ全従業員を厚生年金保険に加入させていた」と陳述している。

また、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同じ業務をしていた同僚は、「B社へ入社した際に、厚生年金保険に加入するか否かを選択させられた」と陳述しており、同社の陳述と符合していることから、同社では入社当初は希望者のみを厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、B社は、「申立期間当時の資料を何も保存しておらず、申立期間当時の従業員に係る厚生年金保険料控除は不明だが、厚生年金保険被保険者ではない者から保険料を控除することは無い」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年ごろから23年ごろまで
② 昭和25年1月ごろから同年9月ごろまで
③ 昭和35年1月ごろから同年8月1日まで

私は、14歳のときに親戚の紹介でA県のB社C支店に勤務し、申立期間①においてD業務に従事していた。

また、申立期間②において、E社に勤務し、F業務に従事していた。

さらに、私は昭和34年12月にG免許を取得し、H社にI職として勤務した。36年にJ免許を取得したが、1年以上のI職実務を経なければ受験できないため、35年1月から勤務していたはずである。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では被保険者期間が同年8月1日から37年2月1日とされており、申立期間③に係る加入記録が無い。

これらの申立期間が、厚生年金保険の未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和22年ごろから23年ごろまでの約12か月間A県のB社C支店に勤務し、当時来日したK氏と握手をした」と申し立てしているところ、K氏は昭和23年に来日しており、また、申立人が名前を挙げた同僚の名前がL団体M支部N事業所C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、在職期間は特定できないものの、申立人が同支店において勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚は既に亡くなっているほか、上記被保険者名簿から所在の判明した同僚に対し抽出調査を行ったものの、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を確認することはできなかった。

また、L団体M支部N事業所C支店は既に適用事業所ではなくなっている上、事業主として記載されている者の所在は不明であり、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、申立人はL団体M支部N事業所C支店に入社した時期及び勤務した期間を明確には記憶しておらず、勤務期間を特定することができない上、申立人の保険料控除についての記憶も定かではない。

申立期間②について、申立人は、昭和 25 年ごろE社で勤務していたと申し立てている。

しかし、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在の判明した同僚を調査したが、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、E社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主の所在は不明であり、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、申立人はE社に勤務した期間を明確には記憶しておらず、勤務期間を特定することができない上、申立人は保険料控除についての記憶も定かではない。

申立期間③について、オンライン記録では昭和 35 年 8 月 1 日から 37 年 2 月 1 日までにおいて、H社において申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる。

しかし、H社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び厚生年金保険資格の取得及び喪失日についての資料には、申立人の資格取得日は昭和 35 年 8 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致していることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったものと認められる。

また、H社は、「申立期間当時の資料については、当社提出の資料以外は保存されていないため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明であるものの、厚生年金保険に加入していない期間の保険料を控除することはない」と回答している。

さらに、申立人は、昭和 34 年 12 月に I 職の G 免許を取得し、H社に I 職として勤務した。36 年に J 免許を取得したが、1 年以上の I 職実務を経なければ受験できないため、35 年 1 月から勤務していたと申し立てているところ、当時の制度上、J 免許試験の受験資格は、G 免許を受けた者には 1 年以上の実地修習は必要とされていない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはでき

なかった。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年6月2日から38年12月31日までの期間及び39年12月3日から42年3月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月1日から44年3月1日までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月2日から38年12月31日まで
② 昭和39年12月3日から42年3月1日まで
③ 昭和42年3月1日から44年3月1日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A社及びB社における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間①及び②)。

また、私は、昭和42年3月1日から44年2月末までC社に勤務したが、社会保険事務所の記録では、同社での勤務期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間③)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立期間の脱退手当金は、B社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和42年8月11日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、同請求書の住所欄に記入された住所は、申立人が主張する申立期間当時の住所と符合しているなど、そ

の記載内容に疑義は認められない上、申立期間に係る脱退手当金は、昭和 42 年 8 月 11 日に同社会保険事務所の窓口で現金払いされていることが確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間に勤務していたとするC社は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立期間当時の職業別電話番号簿及び住宅地図を見ると、申立人が記憶するC社の業種及び所在地に符合する同一名称の事業所が確認できるものの、当該事業所は現存していない上、申立人は、同社の事業主の氏名を記憶しておらず、同僚の姓は記憶していたものの、その連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の同社での在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月 10 日から 46 年 8 月 25 日まで
② 昭和 46 年 8 月 30 日から 49 年 7 月 30 日まで
③ 昭和 49 年 8 月 1 日から 50 年 6 月 25 日まで

私は、昭和 45 年 9 月 10 日から 46 年 8 月 25 日までは、A社に（申立期間①）、同年 8 月 30 日から 49 年 7 月 30 日までは、B社に（申立期間②）、同年 8 月 1 日から 50 年 6 月 25 日までは、C社に（申立期間③）、それぞれD職として勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、当該事業所に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社には、私を含めて3人のD職が勤務していた」と陳述しているが、同社を統括するE社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が名前を挙げた同僚のD職2人の被保険者記録も確認できない。

また、申立人が名前を挙げた上記の同僚2人の連絡先が不明であり、申立人の在籍状況等に関する陳述が得られない上、E社に係る厚生年金保険被保険者名簿から同社での申立期間当時の在籍が確認できた9人に照会を行ったものの、回答が得られた4人は、「申立人のことは覚えていない」としている。

さらに、E社は、法人閉鎖により昭和 53 年 9 月 30 日に適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立期間における申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない上、申立期間当時、同社に勤務していた事業主の子は、「E社の資料等は何も残っていないため、

申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況は不明であるが、当時のD職は、臨時雇用的人が多く、在籍期間も半年から1年程度と短期間であったため、厚生年金保険には未加入であったと思われる」旨回答している。

加えて、E社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間②について、B社を統括するF社（現在は、G社）に係る厚生年金保険被保険者名簿から同社での申立期間当時の被保険者記録が確認できる同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がB社H支店に勤務していたことが推定できる。

しかし、上記同僚は、「私は、申立人と同じB社H支店に勤務していたが、申立人の上司とは別の上司の指示により、B社に勤務していたため、私の上司が私の社会保険への加入を取り計らってくれたのだと思う。上司が別人である申立人と私の社会保険への加入状況に差異があることは、不自然ではない」旨回答している。

また、申立人は、「申立期間当時、B社H支店には、私自身を含めて4人から5人のD職が勤務していた」と陳述しており、同僚のD職3人の名前を挙げているが、同社を統括するF社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の上司とされる同僚の被保険者記録は確認できるものの、当該上司以外の同僚D職2人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人の上司とされる同僚は既に死亡しており、申立人が名前を挙げた同僚のD職2人の連絡先も不明であるため、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

加えて、G社は、「申立期間当時の資料等は廃棄済みであり、申立人の在籍期間、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である」旨回答している。

申立期間③について、申立人は、「申立期間当時、C社には、私自身及び1人又は2人のアルバイトを含めて7人から8人のD職が勤務していた」と陳述しており、同僚4人の名前を挙げているが、同社を統括するI社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、当該同僚4人の被保険者記録も確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚のD職4人の連絡先が不明であり、申立人の在籍状況等に関する陳述が得られない上、I社に係る厚生年金保険被保険者名簿から同社での申立期間当時の在籍が確認できた25人に照会を行ったものの、回答が得られた13人から申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の状況を確認することはできなかった。

さらに、I社は、現存しているものの、昭和54年4月29日に適用事業所ではなくなっており、同社は、「申立期間当時の資料等は廃棄済みであり、申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である」旨回答している。

加えて、I社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 30 日から 36 年 5 月 16 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、A社B工場に勤務していた昭和 32 年 3 月 30 日から 36 年 5 月 16 日までに係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したこともないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 10 月 30 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む計 7 ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 25 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 17 人であり、うち 11 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が記されていることが確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に

不自然さほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）C 支社 D 部門に臨時雇用員として採用された。

社会保険事務所（当時）の記録では、昭和 38 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までが厚生年金保険の未加入期間となっているが、臨時雇用員であっても厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社発行の個人履歴から、申立人が申立期間に臨時雇用員として A 社 C 支社に在職していたことが確認できる。

しかし、A 社の臨時雇用員に厚生年金保険の適用を行うことが明確化されたのは、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」作成の昭和 38 年 10 月 1 日以降であるところ、申立人が申立期間に勤務していたとする A 社 C 支社 D 部門という名称では、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無い上、A 社 C 支社は、同年 10 月 1 日に適用事業所となっていることが同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、申立人とほぼ同時期に A 社 C 支社に入社したとする同僚 3 人は、申立人と同様に同社が適用事業所となった昭和 38 年 10 月 1 日と同一日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認でき、うち 2 人の同僚は、「入社日から厚生年金保険の被保険者資格の取得日までにおいて、給与から保険料が控除されていたかどうかは分からない」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 11 日から同年 7 月 29 日まで

私は、A社に妻と二人で入社した。同社の厚生年金保険手続は、妻がしていた。退職も二人で同時にして手続は妻がしたにもかかわらず、妻の厚生年金保険資格の喪失日は昭和 52 年 7 月 29 日、私の同資格の喪失日は同年 6 月 11 日となっており、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の離職日は、昭和 52 年 5 月 20 日になっており、同年 7 月 8 日に求職の申込みを行い、同年 7 月 15 日から（退職事由による給付制限は無い）基本手当を受給していることが確認できる。

また、A社の経理及び労務事務を行っていた申立人の妻は、「私がA社の社会保険及び雇用保険の手続を行っていた。夫婦共に同日付けで雇用保険並びに社会保険の加入及び喪失の手続を行った。雇用保険の離職の届出日を確認してもらえば、私の厚生年金保険資格の喪失日と一致していると思う」と陳述しているところ、申立人の妻の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、A社の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から29年6月1日まで

私は、昭和28年10月1日から33年12月16日までA社(現在は、B社)に勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、28年10月1日から29年6月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤めていたことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び申立人の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の2名の同僚は、「A社では、6か月から10か月の試用期間が経過してから正社員となり、厚生年金保険に加入した。それまでの期間は、厚生年金保険料の控除は無かった」と陳述しており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、当該2名の同僚が入社したとする日の約6か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社で勤務し、入社日を記憶している同僚4名について、入社日と厚生年金保険の資格取得日との関係を見ると、それぞれ資格取得日が入社日の約3か月から12か月後となっていることが確認できることから、申立人についても、試用期間経過後に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出がなされたものと考えることが相当である。

さらに、申立期間のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月 1 日から 49 年 9 月 20 日まで
② 昭和 50 年 7 月 22 日から 51 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 55 年 10 月ごろから平成 5 年 11 月ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①については、A社に勤務し、申立期間②及び③については、B社に勤務し、いずれの事業所でも、C業務に従事していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、A社については、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、昭和 54 年 12 月 * 日に同社は解散していることが確認できる上、同謄本に記載された事業主等の連絡先も不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等については、確認することができない。

さらに、申立人に係る国民年金の特殊台帳の記録から、申立人は、申立期間①において、昭和 47 年 9 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得し、49 年 9 月 20 日に同資格を喪失しており、この間に国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②に同社で被保険者資格を取得している複数の同僚に申立人の申立期間②における勤務状況について文書照会を行ったところ、回答のあった全員が、「申立人のことを知らない」と陳述している。

また、申立期間②において、申立人のB社における雇用保険の加入記録は無い。

さらに、申立人に係る国民年金の特殊台帳の記録から、申立人は、申立期間②において、昭和50年7月22日に国民年金の被保険者資格を再取得し、51年7月1日に同資格を喪失しており、この間に国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

申立期間③についても、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、商業登記簿謄本において、B社は昭和57年8月10日にD県からE県に事業所を移転していることが確認できるところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同日前に被保険者資格を取得している複数の同僚に申立人の申立期間③における勤務状況について文書照会を行ったところ、回答のあった全員が、「申立人のことを知らない」と陳述している。

また、申立期間③において、申立人のB社における雇用保険の加入記録は無い。

さらに、B社の事業を継承したF社は、「当時の資料は何も残されておらず、申立人が勤務していたかどうか、また、社会保険の届出及び保険料納付については確認できない」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月1日から12年3月23日まで
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が9万8,000円及び10万4,000円であることが判明した。この時期に支払われていた50万円の給与額と比べて標準報酬月額が低額となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年3月1日から10年10月1日までについて、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、同年3月18日付けで9年3月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録では、申立人以外に、2名について、平成10年3月18日に9年3月までさかのぼって標準報酬月額を大幅に引き下げる処理が行われており、1名についても、同年3月からの標準報酬月額を大幅に引き下げる処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社に係る商業登記から、申立期間前から同社の取締役であったことが確認でき、また、戸籍謄本から、当時、代表取締役を務めていた者と婚姻関係を継続していたことが確認できる。

さらに、申立人は、「会社存続中は、給与に関わる事務を取り仕切っていた」と陳述し、当時、A社の従業員であった者は、「会社の経営状態は芳しくなかった。申立人が会社の経理及び給与事務を担っていた」と陳述していることから、申立人は、標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人はA社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

申立期間のうち、平成10年10月1日から12年3月23日までについて、申立人のA社に係るオンライン記録によると、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正された形跡は確認できない。

また、申立人は、「会社存続中は、給与に関わる事務を取り仕切っていた」と陳述し、当時、A社の従業員であった者は、「会社の経営状態は芳しくなかった。申立人が会社の経理及び給与事務を担っていた」と陳述していることから、申立人が自らの標準報酬月額について承知していたものと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 2 日から 57 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間が未加入であるとの回答をもらった。私は、A社が発行した在籍証明書のとおり、同社で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の在籍証明書及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてB国駐在として同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社において外国駐在として申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者期間に欠落がみられる同僚は、「当時、円建て支給分の給与から控除されていた金額が、いつもより少ないため、A社に問い合わせたところ、当時の総務担当者から、外国駐在者の届出を誤ったため、厚生年金保険料を控除していないとの説明を受けた」と証言している。

また、A社が提出した「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」、「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同社は、申立人を含めて海外赴任歴のある7名の従業員について、申立人と同じ昭和56年4月に被保険者資格を喪失させており、再度、同年12月(1名)及び57年4月(6名)に被保険者資格を取得させていることが確認できるが、同社は、これらの海外赴任者に係る被保険者資格の取得日を遡及^{そきゅう}して訂正しておらず、申立期間における保険料控除を推認することができない。

さらに、A社は当時の給与関係書類を保持しておらず、申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年ごろから 36 年 11 月ごろまで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間が未加入であるとの回答をもらった。私は、昭和 37 年*月の長男出産の数か月前まで、A社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、時期は明確でないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 36 年 4 月 1 日であり、申立期間のうち、同日までの期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社は、昭和 52 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立事実を確認できる関連資料は無く、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が同じ職種であったと記憶する同僚の加入記録は無い。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。